

DISCLOSURE 2021

中国ろうきん
ディスクロージャー誌

ごあいさつ

皆さまには、平素より<中国ろうきん>をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの世界的流行によって、国内では緊急事態宣言の発令が繰り返され、感染リスクを伴うサービスを中心に消費が抑制されるなど日本経済への影響は甚大なものとなっています。

当金庫としてもこの間、福祉金融機関としての役割を発揮すべく、各県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付「緊急小口資金」の取次ぎ、「勤労者生活支援特別融資制度」の一部金利引き下げや有担保住宅ローンの「返済猶予」追加等を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた勤労者の生活支援を行ってまいりました。今後もより多くの勤労者の生活に寄り添った施策展開に全力で取組んでまいります。

当金庫は2018年度より、「いま、はなしたい 未来のこと」をスローガンとして第6期中期経営計画をスタートさせ、「顔の見える活動」「コンサルティング機能の発揮」をキーワードに収益力の改善に取組んでまいりました。その結果、第6期中期経営計画期間中3カ年ともに融資残高が計画以上に推移したことおよび経費削減に対する会員のご理解によって、当初の厳しい収益状況から一定の改善を図ることができました。

2021年度からは、「全力! お役立ち宣言!!—伝えますくろうきんだからできることー」のスローガンのもと、第7期中期経営計画をスタートさせました。当金庫の「めざす姿」は「『対面』による『人』と『人』の繋がりを大切にし、会員・間接構成員とそのご家族の期待に応える『お役立ち』をお届けすることです。

また、第7期中期経営計画は、「持続可能なビジネスモデル」を構築していく3年間と位置づけており、当金庫が自らの行動量を増やし、今まで以上に会員・間接構成員、そしてそのご家族の期待に応えるよう取組んでまいります。

ここに<中国ろうきん>の事業方針、事業概要、業務内容および財務状況などについて、広く皆さんに情報を開示することを目的として、2021年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。

つきましては小誌をご高覧いただき、私ども<中国ろうきん>に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

2021年7月



理事長 戸守 学

CONTENTS 2021中国ろうきんディスクロージャー誌

○ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念	03
ろうきんの基本姿勢	03
ろうきんの目的・事業運営3原則	04
ろうきん業態セーフティネット	04
労働金庫の概要	04

○2020年度事業の概況

トピックス	05-06
2020年度業績の概要	07-10

○第7期中期経営計画および

2021年度事業計画	11-18
2021年度事業計画におけるリスク・アペタイト	19
中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み	20-22

○中国ろうきんの概要

法令遵守の体制	23-25
リスク管理の体制	26-28
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	29-30
内部統制システム整備に関する基本方針	31-32
顧客保護等管理態勢	33
利益相反管理方針の概要	34
苦情等への対応	34
政治的中立に係わる方針	34
反社会的勢力による被害の防止について	34
金融円滑化への取組み	35-36
債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況	36
ろうきん助け合い制度	37-38
社会的責任と貢献活動	39-42
2020年度ろうきん運動推進表彰	43-44
役員一覧	45
代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	45
会計監査人の氏名又は名称	45
報酬等に関する事項	45
組織図	46

職員の状況	46
-------	----

○商品のご案内

金融商品に関する勧誘方針	47
金融犯罪被害防止に向けた取組み	47
預金商品のご案内	47-48
個人型確定拠出年金(iDeCo)のご案内	49
企業型確定拠出年金のご案内	49
有価証券のご案内	49
共済代理業務のご案内	49
損保窓販業務のご案内	49
生保窓販業務のご案内	49
内国為替業務のご案内	49
その他	49
融資商品のご案内	49-50
各種サービスのご案内	51-52
手数料一覧	53-54

○中国ろうきんのネットワーク

店舗一覧	55-56
ATM・CD一覧	57-58

○中国ろうきんの歩み	59
------------	----

○資料編	60-96
------	-------

○索引	97-98
-----	-------

本誌は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

私たちろうきんは、働く人たちの絆から生まれた働く仲間のための福祉金融機関です。
私たちは、ろうきん理念の基本にある次の「目的・運営・運用」に基づき、社会的使命をいつも考え事業活動を行っています。



〈ろうきん〉は、働く仲間がつくった福祉金融機関

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。世の中に金融機関はたくさんあります。しかし、純粋に働く人の福祉金融機関と呼べるのはただひとつ、〈ろうきん〉しかありません。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。



〈ろうきん〉は、営利を目的としない金融機関

〈ろうきん〉は、労働金庫法という法律に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営されています。この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中にひろがり、いまでは利用者が全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。



〈ろうきん〉は、生活者本位に考える金融機関

〈ろうきん〉の預金・ローンなどの商品や各種サービスなどは一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの目的・事業運営3原則

ろうきんの目的や事業運営は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

労働金庫法

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。(非営利の原則)

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。(会員直接奉仕の原則)

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。(政治的中立の原則)

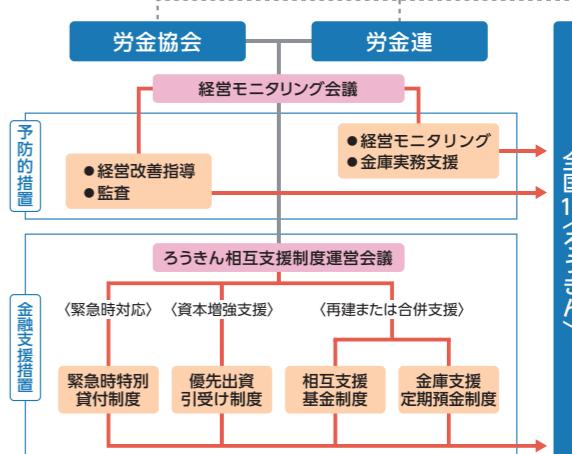
ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会(労金協会)および労働金庫連合会(労金連)による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労働金庫連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労働金庫連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助を行うことにより経営をサポートします。

ろうきん相互支援制度実施に係る3者覚書



労働金庫の概要

○中国労働金庫の概要

項目	2020年度末
理事長	戸守 学
本店所在地	広島市南区稻荷町1番14号
創立	2003年10月1日 (中国4労働金庫統合)
出資金	69億88百万円
預金残高	1兆2,336億21百万円
融資残高	7,925億18百万円
団体会員数	3,660会員
間接構成員数	596,101人
店舗数	39店舗

○全国労働金庫の概要

項目	2020年度末
金庫数	13金庫
店舗数 (うち支店) (うち出張所)	608店舗 554店舗 41店舗
会員数 (うち団体会員数)	114,940会員 50,139会員
常勤役員数	109人
職員数	11,231人
預金残高	21兆9,026億18百万円
貸出金残高	14兆6,374億46百万円

2020年度事業の概況

トピックス



プレミアム定期預金L(ロング)の取扱開始



奨学生金借換専用ローンの取扱開始



三原支店テープカット

くるみん るみん
えるばし(2段階目)

中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会



企業年金セミナー



ホームページのリニューアル

4月 社会福祉協議会「緊急小口資金」貸付の取次ぎ業務の実施

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける勤労者の生活を支援するため、2020年4月30日から9月30まで社会福祉協議会による生活福祉資金貸付「緊急小口資金」の取次ぎ業務を行いました。

「プレミアム定期預金L(ロング)」の取扱開始

ご退職を迎えた皆さまのセカンドライフを応援するため、従来の「プレミアム定期預金S」および「プレミアム定期預金」に加え、2020年4月より預入期間10年の「プレミアム定期預金L」の取扱いを開始しました。

7月 三原支店の移転

店舗老朽化に伴い、三原支店は2020年7月27日に三原駅前のペアシティ三原西館1階へ移転しました。駅や公共施設、商業施設にとても近くなりお客様に足を運んでいただきやすくなりました。相談コーナーやキッズコーナーの設置を行う等利便性の高いレイアウトを心掛けています。

「無担保住宅ローン」の資金使途範囲の拡大

2020年7月より無担保住宅ローンの資金使途に「家具・家電等の家財購入資金」を追加しました。

8月 昼時間休業店舗の拡大

少人数による効率的な店舗運営(防犯・安全対策、働き方改革への対応、涉外体制の強化等)を目的に、代理店において実施していた昼時間休業(11:00～12:00)を2020年8月より備中支店、2021年1月より倉吉支店・安来支店・雲南支店・浜田支店・益田支店・玉野支店・大竹支店・三原支店・府中支店・下松支店・萩支店に拡大しました。

9月 「奨学生金借換専用ローン」の取扱開始

近年社会問題化する奨学生金問題において、返済困難者の生活を支援することで勤労者福祉金融機関としての役割を發揮するため、2020年9月より「奨学生金借換専用ローン」の取扱いを開始しました。

10月 「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」の取扱開始

「たんぽぽ認知症治療保険」に加え、2020年10月より認知症に対する保障をさらに手厚くすることができる「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」の取扱いを開始しました。

11月 多様な人材の活躍に向けた環境整備

多様な人材が活躍できる職場環境をめざし、仕事と子育ての両立支援に向けた取組みや男女ともに働きやすい職場環境の構築に向けた取組み等を行っています。2020年4月に広島労働局より子育てサポート企業として「くるみん」の認定を受けました。また、2020年11月には、女性活躍推進に関する状況が優良な企業に与えられる「えるばし(2段階目)」の認定を受けました。

企業年金セミナーの開催

中国ろうきんでは「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言～企業年金に係る取組み～」を展開し、会員間接構成員の退職金・企業年金を守るためにアドバイスや情報提供活動を展開しています。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、セミナー・研修会開催が2019年度と比較して大幅に減りましたが、11月16日にWeb会議システムを活用した中国ろうきん第12回「企業年金Webセミナー(労働金庫連合会共催)」を32会員約60名の参加者で開催しました。「確定拠出年金(DC)法の改正と老後の資産形成～法改正により高まる労働組合の役割」をテーマに外部専門家による有益な情報発信を行いました。

12月 中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催

新しい時代を担う少年少女の健全な育成を目的に、第17回目の中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会を開催しました。12月5日と6日の2日間、MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島と広島総合グランド野球場を会場として中国5県の607チームの中から予選を勝ち抜いた代表8チームにより決勝大会が開催され、白熱した好ゲームが展開されました。選手たちは日頃練習してきた成果を発揮し、ファイト溢れるプレーを繰り広げ、大会を盛りあげてくれました。広島県代表の中島スポーツ少年団が見事、決勝大会の栄冠に輝きました。

ホームページのリニューアル

お客さまの利便性向上を目的に2020年12月22日にホームページを全面リニューアルしました。

2020年度業績の概要

○事業の概要

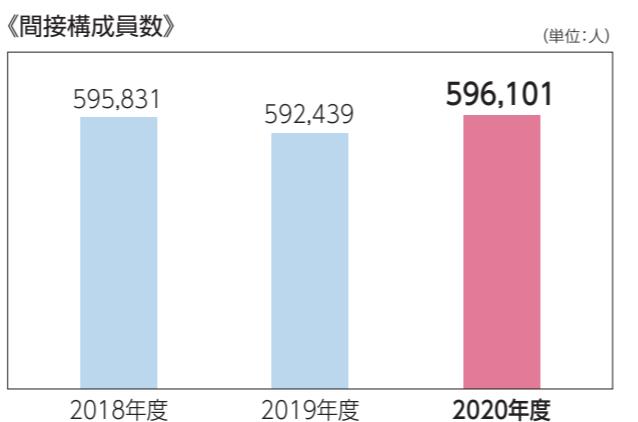
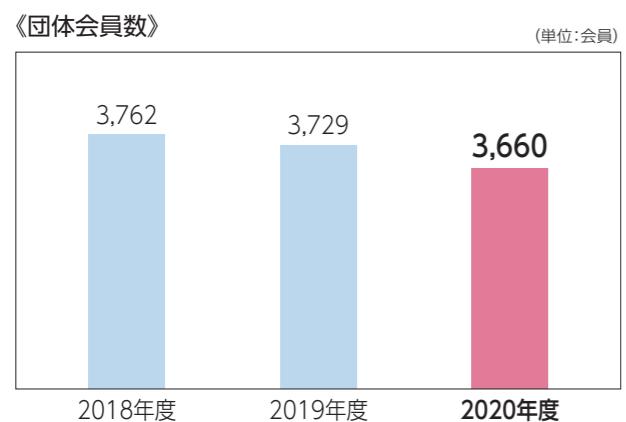
当金庫は、2018年度より第6期中期経営計画(以下、「第6期中計」という。)を開始しました。第6期中計は、スローガンを「いま、はなしたい 未来のこと」とし、「顔の見える活動」、「コンサルティング機能の発揮」をキーワードとしました。第6期中計最終年度にあたる2020年度は、第6期中計完全達成に向け基本方針に沿った具体策を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、推進活動が制限されるなかでも、会員のご支援・ご協力のもと取組みを着実に展開した結果、預金残高増加額、融資残高増加額とともに計画を大幅に超過し、収支計画を達成することができました。また、これにより第6期中計3カ年における預金残高増加額、融資残高増加額、収支計画はいずれの年度も計画を達成することができました。

これらの成果が得られたことに対しまして会員・利用者に深く感謝申しあげるとともに、2020年度の事業概況を報告いたします。

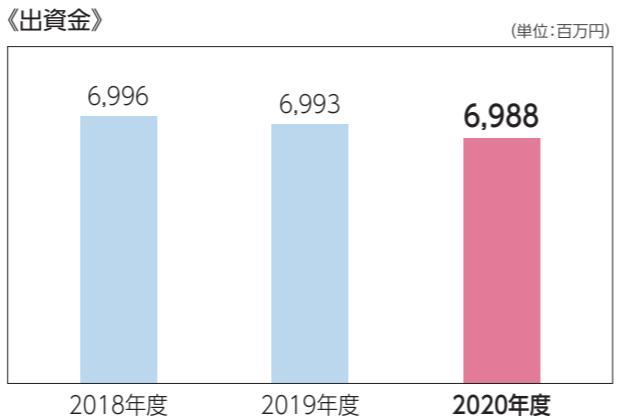
○会員・間接構成員

- 団体会員数は、新規加入25会員に対して、組織統合や解散等による脱退が94会員で69会員減少し、3,660会員となりました。
- 間接構成員数は、3,662人増加し、596,101人となりました。



○出資金

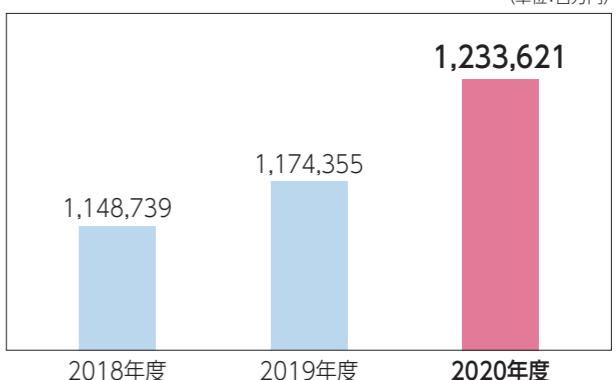
- 出資金は、脱退会員による出資の払戻しにより4百万円減少し、69億88百万円となりました。



○預金

- 預金は、年間増加計画100億円に対し、592億円の増加となり、期末残高は1兆2,336億円となりました。実績の内訳は、個人預金が553億円の増加、団体預金が38億円の増加、一斉積立が1億円の増加となりました。

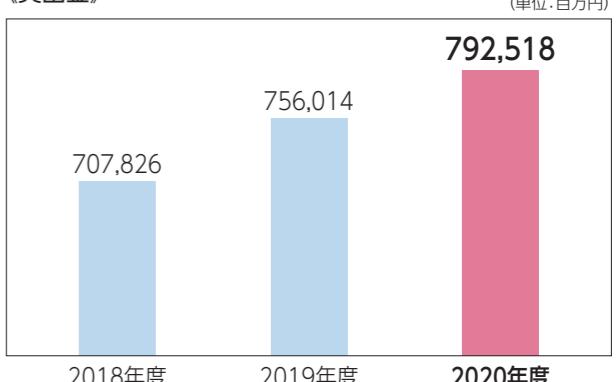
《預金》



○貸出金

- 貸出金は、年間増加計画250億円に対し、365億円の増加となり、期末残高は7,925億円となりました。内訳は、有担保ローン(個人)が357億円の増加、自動車購入資金や生活資金等の融資を対象とした無担保ローン(個人)は13億円の増加、団体融資やその他のローンは5億円の減少となりました。

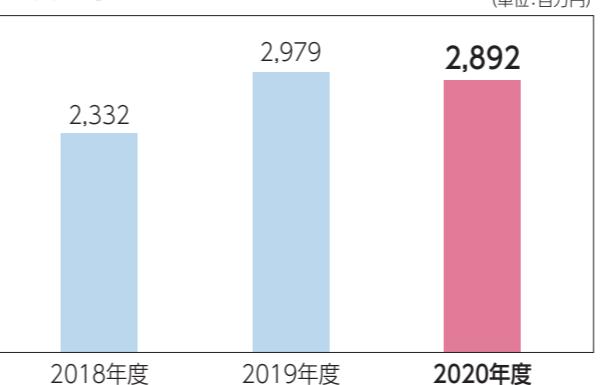
《貸出金》



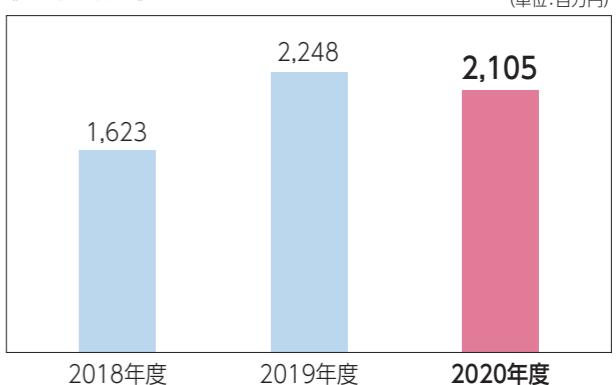
○収支の状況

- 経常収益は、融資の伸張等により貸出金利息が増加し、前期比1億50百万円増加の172億70百万円となりました。経常費用は、経費および役務取引等費用が増加したことにより、前期比2億38百万円増加の143億78百万円となりました。この結果、経常利益は前期比87百万円減少の28億92百万円となり、当期純利益は前期比1億42百万円減少の21億5百万円となりました。

《経常利益》

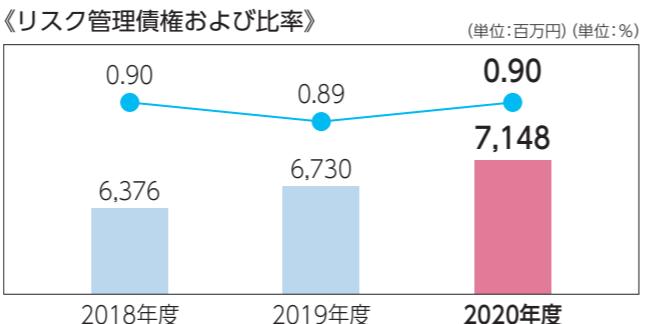


《当期純利益》



○リスク管理債権の状況

- リスク管理債権合計は7,148百万円となりました。内訳は、「破綻先債権」が589百万円、「延滞債権」が6,261百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が295百万円、「貸出条件緩和債権」が2百万円となっています。
- リスク管理債権比率(貸出金残高792,518百万円に占める割合)は0.90%となっています。



「破綻先債権」とは

借り手の自己破産などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとって、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3ヶ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヶ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経済的再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

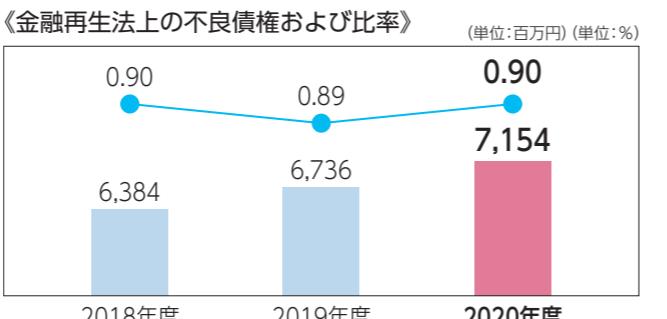
○金融再生法に基づく資産査定等の状況

- 金融再生法上の不良債権合計は7,154百万円となりました。内訳は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が2,465百万円、「危険債権」が4,391百万円、「要管理債権」が298百万円となっています。

金融再生法上の不良債権比率(総与信額793,344百万円に占める割合)は0.90%となっています。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。



「要管理債権」とは

貸出金のうち、左記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

○自己資本の状況

○自己資本の状況

- 自己資本比率は、8.22%となり、国内基準である4.00%を大きく上回っています。

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示を適用しています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

《自己資本比率》



○主要な事業の状況を示す指標

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	16,370	16,092	16,672	17,119	17,270
経常利益	1,379	1,353	2,332	2,979	2,892
当期純利益	944	857	1,623	2,248	2,105
業務純益	1,397	1,391	2,395	3,090	3,054
純資産額	53,728	54,153	55,755	57,298	59,301
総資産額	1,165,569	1,205,901	1,260,835	1,301,190	1,362,167
預金積金残高	1,095,992	1,116,624	1,139,201	1,163,111	1,221,502
貸出金残高	625,538	657,418	707,826	756,014	792,518
有価証券残高	75,734	81,540	98,413	98,439	92,387
出資総額	7,002	7,001	6,996	6,993	6,988
出資総口数 (口)	7,002,722	7,001,079	6,996,577	6,993,245	6,988,626
出資に対する配当金	209	139	139	139	139
事業の利用分量に対する配当金	169	169	99	99	99
職員数 (人)	584	551	524	529	532
単体自己資本比率 (%)	10.14	9.59	8.78	8.47	8.22

(注)1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2.当金庫は自己資本比率告示により、自己資本比率を算定しています。

この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示を適用しています。

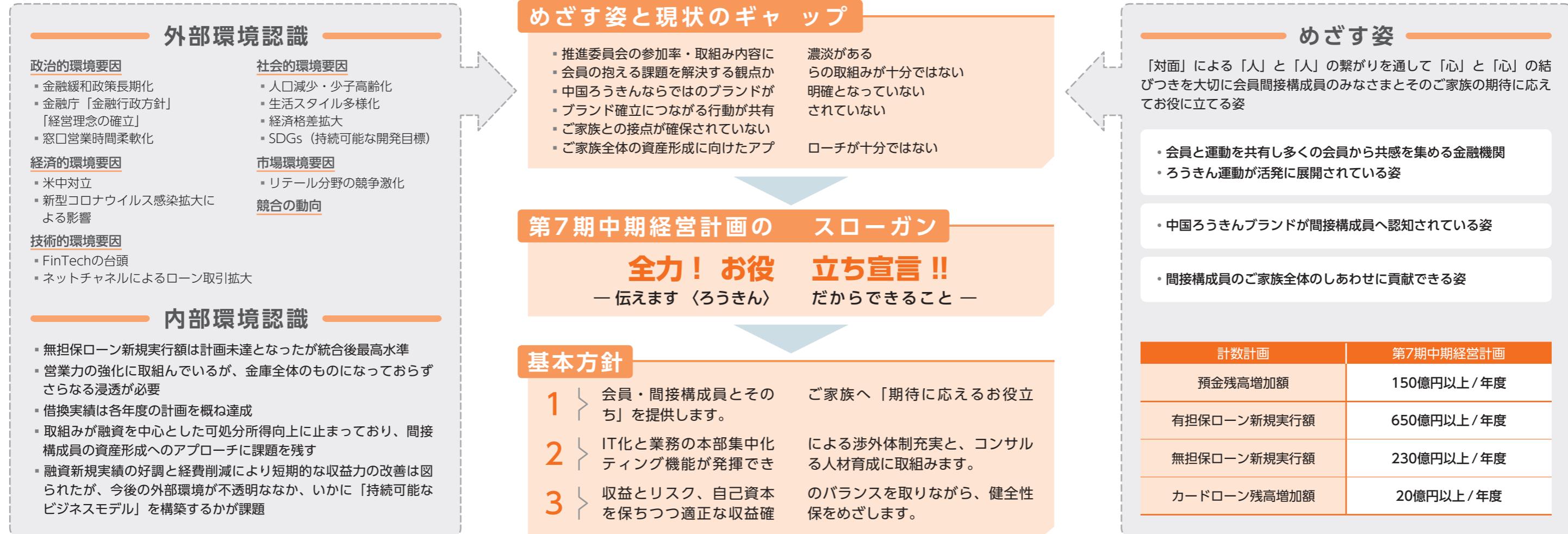
また、当金庫は国内基準を採用しています。

3.「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純額入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。



第7期中期経営計画および2021年度事業計画

第7期中期経営計画の全体像



全体戦略	会員へのお役立ち	会員の声を聴き、会員が抱える課題の解決に資する めざすべき姿の明確化と組織全体への浸透を図り、 間接構成員のご家族との接点を広げ、可処分所得向	施策を展開することで『共感』を集め、ろうきん運動の活性化に寄与します。 会員間接構成員に『共感』いただける金融機関をめざします。 上と生活設計に資するご提案により家計の最適化を図ります。
機能戦略	営業戦略	お客様が最も必要とする商品・サービスを提供す 「発揮」として顕在化したニーズの把握に加えて、潜	るため、「顔の見える活動」の実践として行動量を増やし、情報を収集します。また、「コンサルティング機能の在的ニーズの掘り起こしに努めます。
	業務・IT戦略	ITの活用と業務の本部集中化により、利便性向上と	業務効率化を図ります。
	店舗戦略	会員との連携の拠点となる店舗網の維持を基本とし	たうえで渉外体制の充実を図ります。
	人事戦略	全体戦略を実現するための職員を育成するため、人	材育成計画に沿った取組みを着実に実施します。
基盤戦略	配当政策	業績連動型の配当基準を新設し、会員の利用分量に	応じて配分する利用配当を重視した配当を行います。
	RAFの効果的運用	リスク・リターンのモニタリング・分析を行い、事	業計画の達成状況を検証し、収益・リスク・自己資本の最適化をめざします。
	普段着のコンプライアンスの定着・浸透	勤労者に信頼され、選ばれる金融機関をめざし、コ	ンプライアンスが定着・浸透した職場風土を構築します。

2021年度事業計画具体策

概要			項目	具体策
全体戦略(1) 会員へのお役立ち	会員の声を聴き、会員が抱える課題の解決に資する施策を展開することで『共感』を集め、ろうきん運動の活性化に寄与します。	①推進委員会の参加率向上と会員の課題解決につながる取組みの全店展開		<ul style="list-style-type: none"> ・推進機構と金庫の意見交換の活性化 ・推進機構内の交流の活性化 ・中国ろうきん運動推進アドバイザーの活動を通じた会員の課題解決
全体戦略(2) 間接構成員へのお役立ち	めざすべき姿の明確化と組織全体への浸透を図り、会員間接構成員に『共感』いただける金融機関をめざします。	②ブランドの確立と行動の共有		<ul style="list-style-type: none"> ・労金職員としてあるべき姿および求められる職員像の明確化 ・あるべき姿へ到達するための行動指針の具体化 ・ブランド確立につながる行動を共有する仕組みの検討
		③生涯にわたるお役立ち（住宅ローン利用者との接点拡大）		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン利用者専用フリーローンの取扱い開始 ・住宅ローン利用者アンケートによる接点拡大策の展開 ・Web完結型ローンの拡充
		④生涯にわたるお役立ち（高齢者層へのアプローチ強化）		<ul style="list-style-type: none"> ・中国ろうきん友の会との連携強化 ・「高齢者のためのお役立ち（『生涯取引き』ラインナップ）」の取扱い開始・周知および制度の拡充
		⑤会員・利用者と社会貢献団体をつなぐ施策		<ul style="list-style-type: none"> ・NPO寄付システムの利用拡大 ・NPO中間支援団体等との連携強化
		⑥SDGsに向けた取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー誌、各種広告媒体における情報発信 ・労金職員へのSDGs教育
		⑦間接構成員のご家族との接点拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯取引拡大に向けた施策の実施（しあわせの櫻定期預金など） ・推進機構・会員と連携した取組み
		⑧家計の見直し運動の進化と資産形成		<ul style="list-style-type: none"> ・間接構成員の金融リテラシー向上に資する取組み ・ライフプランに応じた資産形成の提案活動の実施 ・会員と連携した家計の見直し運動の展開 ・家計のサポート態勢の構築
		⑨女性の利用拡大		<p>女性応援プロジェクト「Raseek」による施策検討・展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性組合員と女性応援プロジェクト「Raseek」メンバーとの連携 ・Webサイト「ろうきんRaseek」を通じた情報発信 ・女性を対象としたセミナーの企画 ・女性に関連した社会に貢献できる仕組みの検討
		⑩会員と連携したご家族のつながりを大切にする施策		<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしに役立つ情報提供 ・家族参加型セミナーの開催

概要		項目	具体策
機能戦略(1) 営業戦略	お客さまが最も必要とする商品・サービスを提供するため、「顔の見える活動」の実践として行動量を増やし、情報を収集します。また、「コンサルティング機能の発揮」として顕在化したニーズの把握に加えて、潜在的ニーズの掘り起こしに努めます。	⑪顔の見える活動	・顔の見える活動（定例訪問・チラシ配布・個別面談等）の展開による想起率の向上
		⑫コンサルティング機能の発揮	・対面ヒアリングによるニーズ把握、ニーズ喚起 ・金融円滑化の取組強化
		⑬渉外活動の高度化、顧客・案件管理の徹底	・情報収集とタイムリーな情報提供 ・営業スタイルの標準化による渉外活動の質の向上
機能戦略(2) 業務・IT戦略	ITの活用と業務の本部集中化により、利便性向上と業務効率化を図ります。	⑭営業力の強化	・預かり資産販売支援システム（注1）の導入と活用 ・預かり資産・各種保険販売におけるタブレット端末の活用 ・専用アプリ等の活用による相談・サービス提供機会の拡大 ・ろうきんアプリ、ホームページの機能拡充による利便性の向上 ・テレビ会議システムによる相談体制の構築
		⑮会員・利用者ニーズの実現	・□座開設アプリの活用等による無通帳型口座の促進 ・キャッシュレス化の推進 ・AI-OOCR（注2）の活用による各種書類の記入レス化 ・インターネットバンキングの利用促進 ・会員事務標準化の取組み
		⑯業務・事務改革・本部集中化	● IT化 ・相続事務サポートシステム（注3）の導入 ・営業店業務のRPA化（注4） ・新グループウェア（注5）の活用による「業務の見える化」、「ペーパーレス化」 ・融資総合管理システム（注6）の展開 ・「受付システム」（注7）の活用による融資申込書類の「ペーパーレス化」の検討 ●本部集中化 ・相続事務、まとめ入金事務、営業店経費事務の本部集中化 ・有担保集中審査の対象店舗拡大
		⑰IT統制が機能する組織体制	・システム課題の一元的な管理体制の構築 ・システム機能の集約・統合・連携
		⑱情報セキュリティ対策強化・IT人材の確保と育成	・シンクライアント（注8）の導入の検討 ・職員の外部セミナーへの参加や専門資格の取得促進によるITリテラシーの向上 ・IT戦略を支える人材の育成
機能戦略(3) 店舗戦略	会員との連携の拠点となる店舗網の維持を基本としたうえで渉外体制の充実を図ります。	⑲渉外体制の充実	・各店の渉外体制の状況把握 ・渉外体制充実に向けた取組みの展開 ・少人数でも運営可能な店舗体制の構築 ・内部事務の省力化と効率化
		⑳将来的な店舗機能	・将来的な店舗のあり方の検討
機能戦略(4) 人事戦略	全体戦略を実現するための職員を育成するため、人材育成計画に沿った取組みを着実に実施します。	㉑基本業務の習得	・自己啓発の環境整備 ・トレーニー制度の実施 ・各種情報発信による営業店のOJTの促進
		㉒コンサルティング機能の発揮	・コンサルティング機能が発揮できる人材育成・教育研修の実施 ・FP1級資格取得者の活用
		㉓組合運動・ろうきん運動の基礎的理解	・中国ろうきん運動推進アドバイザーと連携した人材育成
		㉔職位に応じた研修	・人材育成・マネジメントを重視した新任役席研修の実施 ・次世代の役席育成のためのステップアップ研修の実施

(注1) 預かり資産販売支援システムとは、投資信託の相談・販売等の受付をタブレットを使用して行うことによって利便性の向上と業務効率化を図るシステム。

(注2) AI-OOCRとは、紙文書に記載された文字を認識してデジタル化するOCRの技術と、認識率を向上させるためAI（人工知能）を融合させた技術。手書きによる帳票の内容をデータ入力する作業を省力化。

(注3) 相続事務サポートシステムとは、相続にまつわる顧客情報・案件・進捗情報の一元管理を行うことで、受付業務を支援するシステム。

(注4) RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ルールエンジン、機械学習、人工知能などの認知技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取組み。

(注5) グループウェアとは、ネットワークを活用し、企業・組織内の情報共有を行うためのソフトウェア。2020年度既存グループウェア更改に伴い導入済み。

(注6) 融資総合管理システムとは、融資案件全ての進捗状況を一元管理し、業務効率化・堅確化を図るシステム。

(注7) 受付システムとは、融資申込をタブレットまたはPC・スマートフォンによりペーパーレスで受付、契約・実行することで利便性向上、業務効率化を図るシステム。

(注8) シンクライアントとは、ユーザーが使用する端末（クライアント端末）の機能を必要最小限にとどめ、サーバー側で処理を行うことでセキュリティの強化や管理コストの抑制を図る仕組み。

概要	項目	具体策
基盤戦略(1) 配当政策 業績連動型の配当基準を新設し、会員の利用分量に応じて配分する利用配当を重視した配当を行います。	⑤業績連動型配当の実行	<ul style="list-style-type: none"> ・配当基準にもとづく総会議案提起と会員説明の実施
基盤戦略(2) R A F の効果的運用 リスク・リターンのモニタリング・分析を行い、事業計画の達成状況を検証し、収益・リスク・自己資本の最適化をめざします。	⑥R A F (注9) の効果的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画、年度事業計画に連動したリスク・アペタイト（金利リスク・信用リスク）の設定とモニタリングによるリスクの最適化 ・R A Fの定着化 ・リスクを見据えたリスク・コントロール手法の検討
基盤戦略(3) 普段着のコンプライアンスの定着と浸透 勤労者に信頼され、選ばれる金融機関をめざし、コンプライアンスが定着・浸透した職場風土を構築します。	⑦普段着のコンプライアンスの定着・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店モニタリング結果に基づく営業店指導 ・コンプライアンス意識の醸成を図る職場内研修の実施 ・アンケート結果を踏まえたコンプライアンスの取組みの見直し・改善

(注9) RAFとは、リスク・アペタイト・フレームワークの略。予算計画策定、予実管理、業績評価という経営管理サイクルにおいて、常にリスク・アペタイト（どのような業務に取組んで、どのようなリスクを、どれだけ、またどのようにとり、どのくらいの収益をあげるかに関する中長期的な指針）を意識した管理を行う枠組み。

中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み

2021年度事業計画におけるリスク・アペタイト

当金庫では「リスク・アペタイト・フレームワーク(R A F)」を2020年度より導入し、事業計画を達成するために取得するリスクの種類・数量を明確にしたうえで、リスクテイクと収益、自己資本のバランスを取りながら、健全性を保ちつつ適正な収益確保をめざします。

これらの取組みを明文化したものを「リスク・アペタイト・ステートメント(R A S)」にとりまとめ、以下のとおり定めます。

1. R A F運営の基本方針

協同組織金融機関として、会員・利用者へ最適なサービスを提供するとともに、事業計画達成のために必要なリスク管理を行うなかで、そこから生み出される適正な収益によるリスク・リターンのモニタリング・分析を行い、事業計画の達成状況を検証し、収益とリスクの最適化をめざします。

また、R A Fの実効性を確保するために、モニタリングを実施するなかでリスク・アペタイト(注1)の検証を行い、不測の事態に備えた態勢を整えます。

2. リスク・アペタイト指針

ろうきんの理念「ろうきんは誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます」を実現するために、会員の皆さんに安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクをとって必要な範囲で収益を高め、健全経営に努めます。

3. リスク・アペタイト方針

計数計画によるボリュームを維持しつつ、質への改善を図ります。

具体的には、会員・間接構成員とそのご家族に対するお役立ち(サービス)を提供するなかで、有担保住宅ローンによる残高ボリュームを確保し、無担保ローンやカードローンの伸張を図ります。これにより、「持続可能なビジネスモデル」の構築および収益・リスク・自己資本の最適化をめざします。

市場リスクについては、運用(貸出金・余裕資金)と調達(預金)のバランスを考慮するなかで、金利リスクの抑制に努めます。

与信信用リスクについては、実質審査に努めるほか、有担保住宅ローンおよび無担保ローン(おまとめローン)の審査基準を厳格化するとともに、事後管理の徹底により資産の健全化を図ります。

市場信用リスクについては、余裕資金運用の平均リスク・ウェイトの増加を抑制するなかで、自己資本比率の水準維持または緩やかな低下に留めることをめざします。

4. リスク・アペタイトの指標

「リスク・アペタイト方針」の実現と管理を目的とした指標を以下とおり定め、取組みを展開します。

(1) リスク・アペタイト指標(K R I)

区分	リスク・アペタイト指標	
市場リスク	金利リスク	△E V E(注2)
信用リスク	与信信用リスク	日信協無担保ローン年間代位弁済額
	市場信用リスク	余裕資金平均リスク・ウェイト

(2) 関連指標(K P I)(注3)

項目	2021年度(計画)
健全性	自己資本比率
収益性	コア業務純益(注4)
成長性	当期純利益
	コア業務純益R O A(注5)
	O H R(注6)

(注1) リスク・アペタイトとは、事業計画達成のために進んで受け入れるリスクの種類や水準をいいます。

(注2) △E V Eとは、金利水準の変動による銀行勘定の資産・負債の経済価値変化額を示しています。

(注3) 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、R A Fでは主に財務に係わるリスク・アペタイトでのリターン指標をさします。

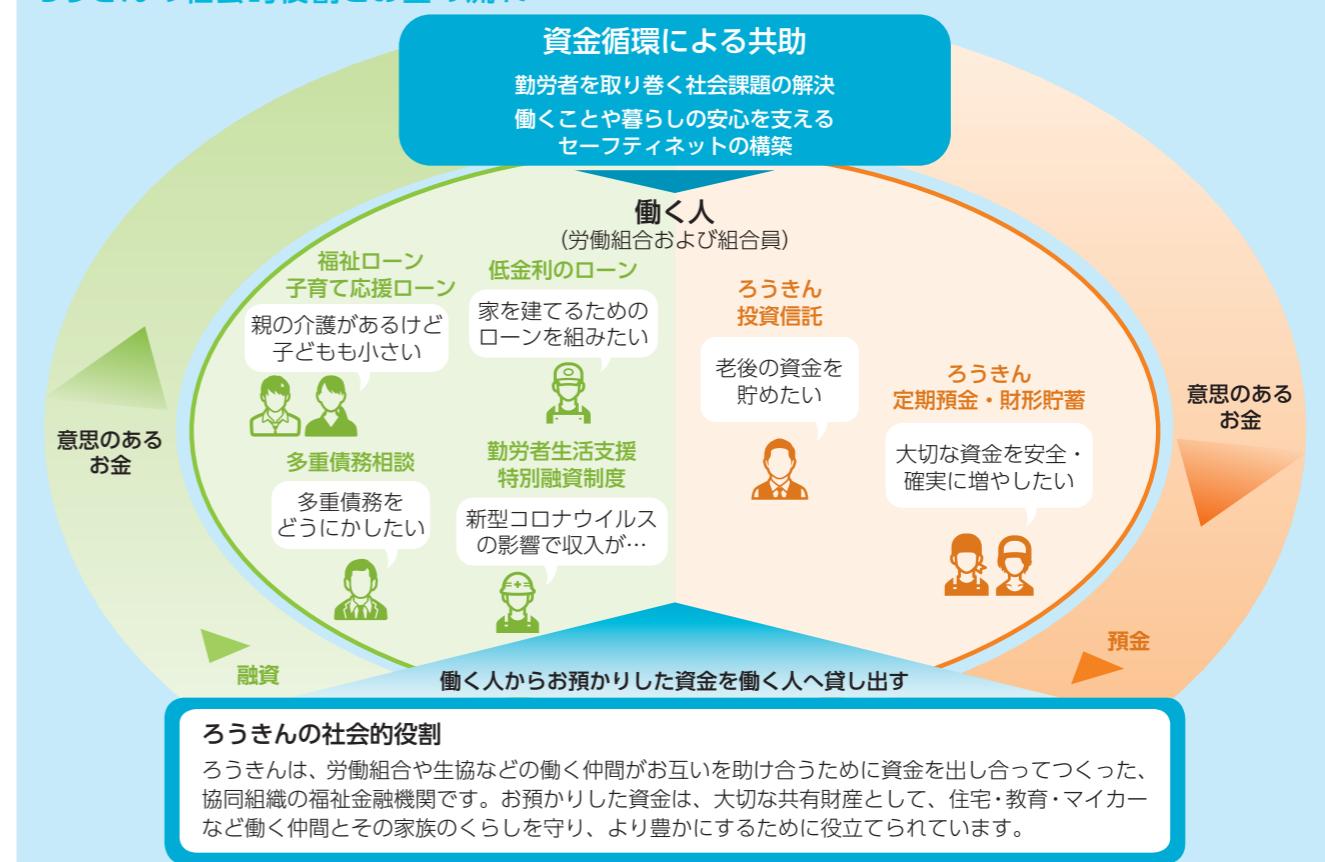
(注4) 貸出業務など金融機関の本来の収益力を表します。本業のもうけを示す営業利益にあたる業務純益から、国債の売買など一時的な変動要因を除いたものとなります。

(注5) 保有する資産を使ってどれだけ本業の収益を上げたかを示す指標です。

(注6) 効率性を示す指標の一つで、営業経費の業務粗利益に対する比率をいいます。本数値が低いほど効率性が高いことを示しています。

ろうきんの設立経過や「ろうきん理念」はSDGsのスローガンである「誰一人取り残されない」、すべての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす「金融包摂」と合致するものです。これからもろうきん運動を推進し、SDGs17ゴールの達成に向けて取組みます。

ろうきんの社会的役割とお金の流れ



○ SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ろうきんSDGs行動指針

■〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

■〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

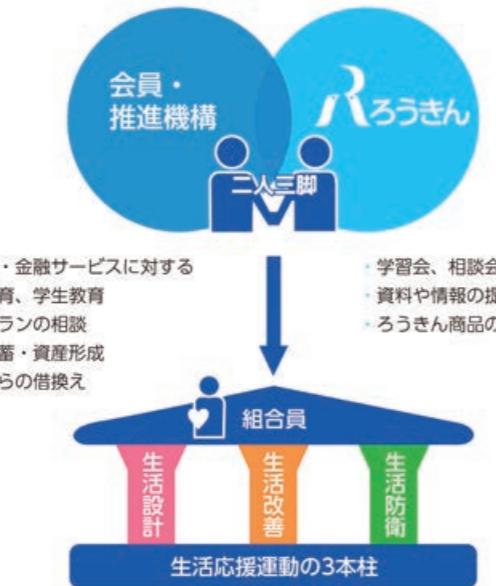
■〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・N P O・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいきます。

■〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

金融事業を通じた取組み

■ 生活応援運動の取組み

勤労者の「生活設計」「生活防衛」「生活改善」を図っていく運動です。
〈ろうきん〉が会員・推進機構連携のもと、提案・アドバイスを行います。



■ 働く女性を応援する取組み

働く女性の生活応援策を展開するため、女性職員で構成する女性応援プロジェクト「ろうきんRaseek」を設置しています。当金庫ホームページで地域やお金に関するお役立ち情報を提供しました。今後、働く女性の生活応援策を検討し、皆さんに喜んでいただける活動を拡げていきます。



■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受ける勤労者に「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、生活を支援しました。

	件数	金額
勤労者生活支援特別融資制度 (無担保・新規)	930件	876,450千円

(2020年度の利用実績)

社会貢献活動

地域・社会活動の取組み

NPO寄付システム

日本で唯一の非営利の福祉金融機関として、NPOを支えることが働く人とその家族、そしてだれもが安心して暮らせる地域社会づくりにつながると考え、このシステムを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替で手数料は不要です。集まった寄付金は中国各県で活動するNPOに寄付配分される「助け合い」のろうきんならではの地域循環型寄付システムです。

ろうきんを利用することで社会に貢献できるしくみ

教育ローンなどの新規利用、学資積立「ドレミ協奏曲(コンチェルト)」の新規契約、カードローン「マイプラン」の新規契約または利用限度額の増額、セミナーの開催実績に応じて中国5県の「いのちの電話」ならびに「社会貢献団体」に寄付を行っています。

「高校生のための消費者講座」への講師派遣

中国4県労働者福祉協議会および広島労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ講師を派遣しています。これから社会に出る高校生が、金融取引においてのトラブルや悪質商法の被害に遭わないために、「自立した賢い消費者」になっていただくよう支援しています。

中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催

中国地区軟式野球連盟と中国労働金庫の共催により、野球を通じて新しい時代を担う少年少女の健全な身体を育成し、広く地域社会に奉仕することを目的に毎年開催しています。

確定申告書作成セミナーの開催

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。セミナーには中国税理士会所属の税理士を招き、専門家から直接学び、それぞれ自身の確定申告書を作成していただきます。お客様の生涯にわたり金融面でサポートするために取組んでいます。

環境・気候変動等に関する取組み

ろうきん森の学校

労働金庫の中央金融機関である労働金庫連合会は、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成をめざして2005年10月に「ろうきん森の学校」を全国3地区(富士山、福島、広島)に開校し、2015年4月より新たに新潟と岐阜の2地区が加わりました。中国労働金庫のエリア内では広島市の「NPO法人 ひろしま自然学校」が事業を展開しています。

環境保護の取組み

人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域のみなさまとともに積極的かつ継続的に取り組むことを環境理念とし、電力・ガソリン消費の抑制や環境保全に配慮した商品・サービスの提供を行っています。

ESG債への投資

ESG債への投資

投資を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、環境分野や社会課題への対応を目的に発行されるESG債へ投資しました。

(2020年度 ESG債への投資実績)

ESG債の種類	銘柄名	投資時期
ソーシャルボンド	第54回 国際協力銀行債券	2020年6月
グリーンボンド	第296回 住宅金融支援機構債券	2020年7月
サステナビリティボンド	第1回 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人債券	2021年2月

雇用環境に関する取組み

多様な人材の活躍に向けた環境整備

中国労働金庫で働く全ての職員が活躍できる職場環境を構築するため、仕事と育ての両立支援に向けた取組みや、男女ともに働きやすい職場環境の構築に向けた取組み等を行っています。2020年4月に、広島労働局より子育てサポート企業として「くるみん」の認定を受けました。また2020年11月には、女性活躍推進に関する状況が優良な企業に与えられる「えるばし(2段階目)」の認定を受けました。





中国ろうきんの概要

法令遵守の体制

1.コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダーリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性とを十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方方にたって、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

2.法令遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1)コンプライアンス体制について

- ①理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事會等へ報告しています。
- ②法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、常勤理事、執行役員、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定期的に開催しています。
- ③コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
- ④コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

(2)理事の業務執行等にかかる法令遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

[営業店臨店監査]	2020年 7月	松江支店
	8月	玉野支店、岡山西支店
	9月	吳支店、広島東支店
	10月	倉吉支店、大竹支店
[本部監査]	2020年 11月	本部全部署
	2021年 4月	本部全部署
[役員ヒアリング]	本部常勤役員	2020年11月および2021年4月(年2回)
	県営業本部長	2021年3月~4月(年1回)

(注)監査年度は2020年7月から2021年6月までとしております。

(3)預金、融資等の業務にかかる法令等遵守について

①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査(営業店、ローンセンター、本部各部)と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- ・口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- ・顧客から個人情報を取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- ・商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

[営業店現物検査]	2020年 4月	出雲支店、大田代理店、雲南支店、浜田支店、備中支店、水島支店、岡山東支店、倉敷支店、岡山西支店
	7月	本店営業部、三次支店、安来支店、府中支店、鋼管町支店、松江支店、福山支店
	8月	鳥取支店、萩支店、倉吉支店、山口支店、米子支店、防府支店、益田支店、吳支店、津山支店、広島東支店、岡山支店
	9月	西条支店、三原支店、尾道支店、因島代理店、下松支店、大竹支店、徳山支店、広島西支店、小野田支店、宇部支店、下関支店
	10月	岩国支店、柳井代理店
[営業店総合監査]	2020年 10月	防府支店
	11月	浜田支店、米子支店
	12月	下松支店
	2021年 1月	府中支店、西条支店
[本部総合監査]	2020年 9月	業務統括部
	10月	総務統括部、営業統括部
	11月	経営統括部、リスク統括部
	12月	融資統括部
[子会社総合監査]	2020年 12月	(株)中国労金ビジネスサービス

(注)ローンセンターおよび相談センターの監査は、営業店と一体的に実施しています。

(注)代理店の監査は、営業店(母店)と一体的に実施しています。

(4)内部通報システムについて

当金庫では、法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットライン制度(内部通報システム)を設置しています。

(5)反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針^(※1)」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム^(※2)により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

※1 「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

※2 AML(Anti-Money Laundering)システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

リスク管理の体制

①▶リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会(その他機関会議)により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーションル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。

(6)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

マネロン等リスク対策担当役員は、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに作成する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針(抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

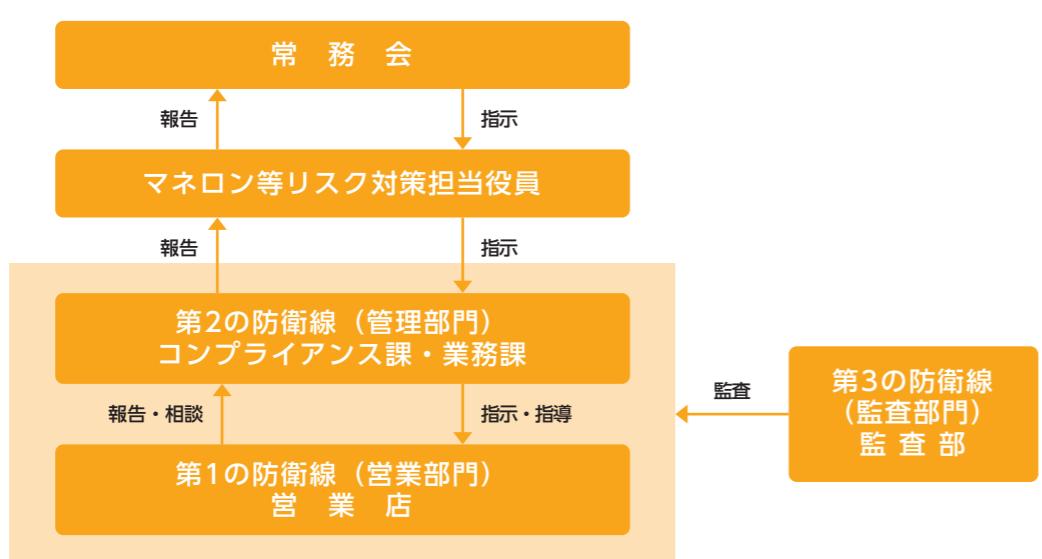
そのため代表理事はリスク担当役員および業務担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2021年7月現在)



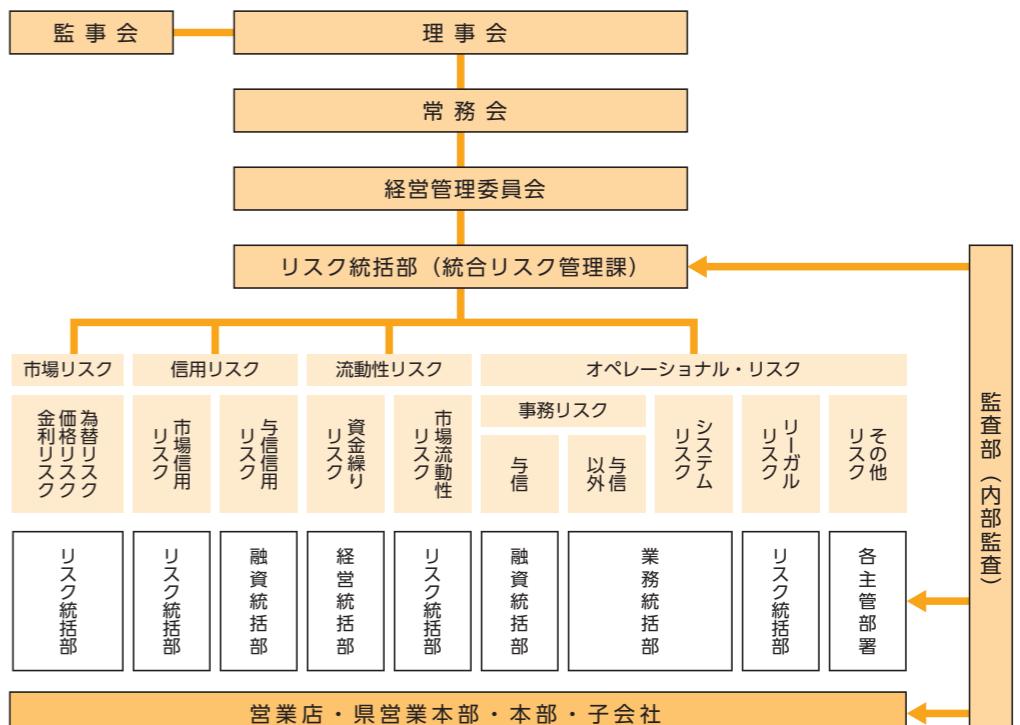
②▶統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーションル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。



③▶各種リスク管理

(1)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

- ① 市場リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的に実施しています。
- ② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

(2)信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針(クレジット・ポリシー)を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- ① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。
- ② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

(3)流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起った場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

(4)オペレーション・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーション・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーション・リスクとして統合的に管理しています。

- ① 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。
- ② システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

 - ・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS(無停電電源装置)、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの遠隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- ・ 当金庫においては、上記オンライン・システムの中継センター機能および独自システム(サーバ・クライアントシステム)の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電・電圧降下等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク(オンライン、独自システム)については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウイルス対策として、全パソコンにウイルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および遠隔地保管等により保全を図っています。

- ・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。
- ・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。
- ・ また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、更に媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえに暗号化処理を行っています。

③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修や人権標語の取組みを行うとともに、セクシャルハラスメント等を防止する取組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

④▶危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを実践してまいります。
また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

取組方針	具体策	KPI(成果指標)	取組状況
1 『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表	(1) 当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採り、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。 (2) 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌等に掲載し、公表します。 (3) 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。	・方針の見直し年1回 ・取組状況の公表年1回 ・KPIの設定年1回	・本方針および2019年度取組状況について2020年7月「中国ろうきん2020ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。 ・本方針の見直しを1回実施しました。
2 お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	(1) 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。 (2) お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適なアドバイスを行い、質の高い金融サービスを提供します。	・ライフプランセミナー:全店1回以上 ・iDeCo新規契約件数:2,400件以上	・新型コロナウイルス感染拡大の影響によりライフプランセミナーは、中止、延期等が多くありましたが、そのなかでも17店舗にて54回実施しました。 ・iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた、周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は2,918件となりました。また、これにより第6期中期経営計画中の新規契約件数は11,159件となり、中計期間中の目標としてきた10,000件に到達しました。
3 利益相反を適切に管理する取組み	(1) 当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。 (2) 投資信託等の一定期リスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をオンラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫では、お客さまの最善の利益を最も重視して、販売する商品を選定しています。	・利益相反取引の防止 ・ホームページのファンド情報等の掲載	・苦情・トラブル報告等に基づき、当金庫とお客さまの取引が「利益相反対象取引」に該当するか否かを精査・検証しました。営業店モニタリング(15店舗)においては、営業店の利益相反管理態勢をモニタリングし、利益相反に係る報告状況を確認しました。 ・2020年度において、営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告および該当する取引はありませんでした。なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客さまの保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。 ・当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、投資信託等についての特徴・しくみ等についても掲示するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。
4 手数料等に係る情報提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っていきます。 (2) 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較ができるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。	・ホームページのファンド情報等の掲載	・当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表として掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。
5 お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を確認させていただき、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。 (2) ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。 (3) 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ ^(注) 形式の商品があります。当商品については、個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・専用ヘルプデスクの活用	・当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、投資信託等についての特徴・しくみ等についても掲示するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。 ・インターネットバンキングを活用してお取引いただく投資信託の専用ヘルプデスクを設置し、お客さまのお問い合わせに即時対応できる体制を整備しています。 ・当金庫ホームページの「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトを設け、初めてiDeCoを検討されるお客さま向けに制度内容が理解しやすいようマンガや動画による情報を提供しています。また、節税効果については個別に試算できるよう節税シミュレーターを提供しています。
6 お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。 (2) 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。 (3) 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。	・他社ローン借換件数:2,540件 ・iDeCo新規契約件数:2,400件 ・会員機関会議への参加数: ・渉外職員1人あたり4回以上	・会員、推進機構と連携しアンケートやヒアリング等に基づく提案活動を実施し、潜在ニーズへのアプローチを強化した結果、他社ローン借換件数は3,384件となりました。 ・iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は2,918件となりました。また、これにより第6期中期経営計画中の新規契約件数は11,159件となり、目標としてきた10,000件に到達しました。 ・会員との関係構築と課題共有を図るため、会員の機関会議へ1,426回参加しました(達成率252.8%)。
7 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	(1) 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、全役職員が「中国ろうきんブランドカード」を携行し、私たちの約束(職員行動指針)に基づいて業務に取組んでいます。また、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。 (2) 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定しています。	・FP資格取得者数の公表 ・「中国ろうきんブランドカード」と人事評価の連動	・2020年度末時点のFP1級取得者数は21名、FP2級取得者数は244名、FP3級取得者数は180名、DC1級取得者数は8名、DC2級取得者数は46名となりました。 ・ろうきん理念や所属部署の行動宣言に基づき各職員が作成した「私の行動宣言」をブランドカードとして常に携行し、人事評価制度を通じて当該「私の行動宣言」の実践状況を確認しました。

(注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

内部統制システム整備に関する基本方針 (業務の適正を確保するための体制)

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

①▶理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (労働金庫法第38条第5項第5号)

- (1)中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと「事業方針」の中で組織強化に向けた取組みにおいて、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」を掲げる。また、この「事業方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。
- (2)理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- (3)理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。
- (4)理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。
- (5)内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。
- (6)理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。
- (7)職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部報告システムとして、リスク統括部コンプライアンス課、監事を情報受領者とするホットライン制度を設置する。
- (8)監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

②▶理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (労働金庫法施行規則第19条第1号)

理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③▶損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (労働金庫法施行規則第19条第2号)

- (1)財務の健全性を保つつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク(以下、RAFという)を運用するための体制を整える。
- (2)リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」、「リスク・アペタイト・ステートメント(以下、RASという)」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会(経営管理委員会、オペレーションリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会)を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。
- (3)不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (4)反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役職員に周知する。
- (5)適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存する。

④▶理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条第3号)

- (1)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。
- (2)理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会規程」、「常務会規程」、「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤▶当金庫およびその子会社からなる集団(以下、「当金庫グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制(労働金庫法施行規則第19条第5号)

- (1)理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (2)当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。
- (3)監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。
- (4)当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。
- (5)不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (6)子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。
- (7)反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

⑥▶監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 (労働金庫法施行規則第19条第6号)

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

⑦▶前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (労働金庫法施行規則第19条第7号、第8号)

- (1)補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。
- (2)補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

⑧▶当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制(労働金庫法施行規則第19条第9号)

- (1)当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。
- (2)監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会、およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3)当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

⑨▶監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(労働金庫法施行規則第19条第10号)

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定める。

⑩▶監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(労働金庫法施行規則第19条第11号)

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪▶その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条第12号)

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

顧客保護等管理態勢

①▶ プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

(1)個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を預かりいたします。

(2)個人情報の利用について

- ① 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当金庫は、お客様が所属する会員団体との間で、お客様の個人情報を共用させていただいております。
- ③ 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することができます。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- ④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

(3)個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

(4)個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口(下記に記載のお問い合わせ先)までご連絡ください。

(5)個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

(6)個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

(7)お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部「ろうきん相談室」
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00~17:00
ただし、12月31日~1月3日、5月3~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

②▶ 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取組むため、以下の方針に基づきお客様の特定個人情報等の保護に努めます。

(1)事業者の名称

中国労働金庫

(2)関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

(3)安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

(4)お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部「ろうきん相談室」
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00~17:00
ただし、12月31日~1月3日、5月3~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客様の個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく当金庫のプライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)もご覧ください。

利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを享受できるものであり、お客様の不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客様の利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

※「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

①▶ 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に、本店・営業店・ローンセンター・代理店(電話番号は、55~56ページ参照)または、

お客様相談窓口(電話:0120-86-3760・平日9時~18時)にお申出ください。

なお、土曜日・日曜日・祝日・振替休日および12/31~1/3は休業とさせていただきます。

②▶ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会「ろうきん相談所」(金庫営業日9時~17時、電話:0120-177-288)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、お客様がお住まいの県の弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、県弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人がテレビ会議システム等を利用して、共同して紛争の解決に当たります。例えば、お客様がお住まいの県の弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、県弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続きについては、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談等窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。くわしくは当金庫ホームページ(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)をご確認ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種預金規定・預金新規申込書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力には該当しないことを表明し確認していただることとしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確認が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

金融円滑化への取組み

①▶ 基本方針

当金庫は、勤労者の金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めており、2008年9月の世界的な金融危機に伴う経済・労働環境の急激な悪化に対応するため、2008年12月16日に「生活支援緊急対策本部」を設置しました。当対策本部においては勤労者の生活支援策を実効あるものとするため「助け合い制度」に「収入が減少となった方々への生活支援」を追加して金融円滑化を促進してきました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」という。)は、2013年3月31日をもって最終期限を迎えたが、雇用不安の増大、賃金・一時金の減少など勤労者を巻く環境は依然として厳しく、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き変わることなく融資条件の変更や円滑な資金供給に努めるとともにその対象を拡大し、福祉金融機関としての役割を果たしていきます。

なお、「生活支援緊急対策本部」は、今後予想される様々な変化に対応し、「社会福祉金融機関」としての社会的役割を継続的に発揮するため、設置期限を設けず、名称を「生活支援対策本部」に変更しました。

(1) 住宅ローン等返済計画の見直し相談があった場合の対応

住宅資金等の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談・申込みに対しては、きめ細かく協議を行い、財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、コンサルティング機能を発揮して支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めています。

(2) 住宅ローン等の返済が困難になった方への対応

給与等の減少に伴い、住宅ローン等の返済が困難になった方に対しては現況をお聞かせいただき、コンサルティング機能を発揮し、返済条件の変更を積極的に提案しています。

なお、(1)本項とともに、当金庫の「顧客保護管理方針」に則り、適切かつ丁寧な説明を行います。

(3) 貸出条件変更を行った後の対応

上記(1)(2)の結果、債務の弁済に係る負担を軽減した場合、返済状況のモニタリングを通してコンサルティング機能を発揮し、継続的な返済が行えるよう支援しています。

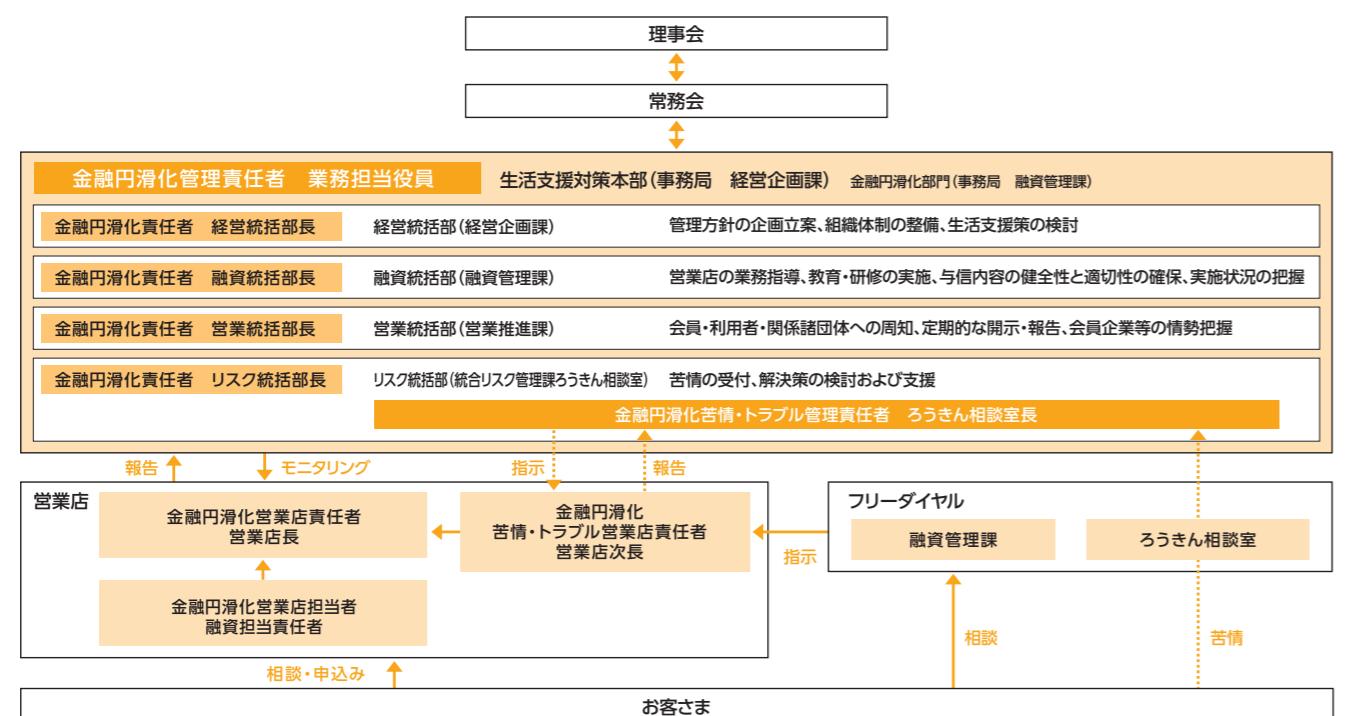
(4) 他金融機関等との連携

上記(1)(2)において、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応しています。

(5) 中小企業等のみなさまへの対応について

個別対応により取組みの方針等を説明し、相談等に応じる態勢を確保しています。

②▶ 組織体制



③▶ お問い合わせ・相談先

本件について、ご相談やご不明な点等がございましたら、当金庫の営業店およびローンセンターの「生活支援緊急相談窓口」のほか、次の「金融円滑化相談ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫融資統括部<融資管理課>

《金融円滑化相談ダイヤル》 0120-007-537

受付時間 平日 9:00~17:00
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

④▶ 貸付条件変更等にかかる苦情受付

住宅ローン等貸付条件変更にかかる苦情は、次の「金融円滑化苦情ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫リスク統括部<ろくきん相談室>

《金融円滑化苦情ダイヤル》 0120-801-284

受付時間 平日 9:00~17:00
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況

(1) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:百万円)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	529	2,540	4,524	6,546
うち、実行に係る貸付債権の額	215	1,702	2,828	3,968
うち、謝絶に係る貸付債権の額	58	334	824	1,469
うち、審査中の貸付債権の額	214	161	281	129
うち、取下げに係る貸付債権の額	40	341	590	978

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:百万円)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	709	1,506	1,958	2,375	2,550	2,903	3,176	7,194
うち、実行に係る貸付債権の額	449	885	1,216	1,531	1,687	2,020	2,281	5,959
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	61	158	51	23	12	0	0	176
うち、取下げに係る貸付債権の額	199	463	690	820	851	883	895	1,057

(2) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:件)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	39	185	341	510
うち、実行に係る貸付債権の数	18	122	214	302
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	24	68	122
うち、審査中の貸付債権の数	13	17	21	14
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	22	38	72

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:件)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	57	112	158	190	200	224	242	439
うち、実行に係る貸付債権の数	42	76	104	130	137	159	176	357
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	4	9	4	1	1	0	0	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	11	27	50	59	62	65	66	74

ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2020年度の利用実績は以下のとおりです。

①▶「生活支援策」の利用実績

新規利用実績

商品・制度	件 数	金 額
生活・雇用応援ローン	0	0
勤労者生活支援特別融資制度	930	876,450
求職者支援資金融資制度	3	1,680
生活支援緊急ローン	4	2,000
技能者育成資金融資制度	5	4,840
合 計	942	884,970

勤労者生活支援特別融資制度利用状況(既往者条件変更分)

内 容	件 数	金 額
元金返済据置	147	2,563,545
返済猶予	5	98,700
返済期間延長	81	759,280
合 計	233	3,421,525

商品・制度

お使いみち・特長

生活・雇用応援ローン	企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます(会員の構成員の方のみご利用いただけます)。
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産や自然災害により離職した方に、他金融機関住宅ローンの借換えまたは生活資金としてご融資します(カードローンを除く金庫既往融資の返済条件を見直し、継続返済することも可能です)。
求職者支援資金融資制度	雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。
生活支援緊急ローン	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します(ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます)。
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。

②▶「助け合い制度」具体策の利用実績

○「リトライ融資制度」の利用状況

商 品	件 数	新規実行金額
カーライフローン	45	88,500
教育ローン(証書貸付型)	6	9,330
教育ローン(カード型)	23	42,000
無担保住宅ローン	4	6,340
マイプラン	51	42,200
有担保住宅ローン	19	725,180
その他(自治体提携ローンなど)	16	12,360
合 計	164	925,910

○安心パック保証制度利用状況

商 品	件 数	金 額
カーライフローン	48	116,940
教育ローン	11	23,010
無担保住宅ローン	4	19,170
安心パック専用フリーローン	24	6,620
合 計	87	165,740

○多重債務の整理について (相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とそのご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取組んでいます。

1.相談受付件数

件 数
153

2.法的整理状況

法的整理による救済措置の手続きをとった案件 (うち、専門家へ引継いだ案件)	15(12)
任意整理	1(0)
特定調停	0(0)
個人再生	10(9)
自己破産	4(3)

3.借換ローンの実行状況

商 品	件 数	金 額
おまとめローン(債務整理扱い)	29	122,380
有担保負債整理ローン	5	93,900
合 計	34	216,280

件 数	利 用 残 高
3	110,028

○福祉ローン

新規実行件数	新規実行金額	2021年3月末 融資残高
21	19,710	50,747

○災害救援ローン

新規実行件数	新規実行金額	2021年3月末 融資残高
15	157,420	1,276,835

社会的責任と貢献活動

地域社会への貢献をめざして

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

○新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少・離職等の影響を受けたお客様の各種相談を承っております。また、「勤労者生活支援特別融資制度」等の支援を行っています。

○自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申しあげるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申しあげます。

〈中国ろうきん〉では、復興に向けた支援として、以下のとおり対応させていただいている。

義援金振込手数料の免除

会員団体および広く一般に災害義援金を募っている団体等の要請に基づき、全国の労働金庫に開設した口座へ義援金を送る場合の振込手数料を免除扱いとしています。

「災害救援ローン」の取扱い

被災による家財道具の購入費や車両の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他の生活資金をはじめ、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費用にご利用いただけるローンを取扱っています。

「災害救援ローン」の概要(2021年7月1日)

対象者	災害救助法の適用となる災害等により、被災された方、または被災された方の3親等以内の親族で、当金庫の取引資格を満たす方。
資金使途	①生活資金 被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、および災害時の当座の生活資金 ②住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費
貸出金額	【無担保】 資金使途①は最高 1,000万円 資金使途②は最高 2,000万円 【有担保】 最高 1億円 ※無担保融資の場合、公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。
貸出期間	【無担保】 資金使途①は10年以内 資金使途②は25年以内 【有担保】 40年以内 ※上記返済期間内で当初1年以内の元金据置(利息込)をお選びいただけます。なお、元金据置期間は返済期間に含みます。
担保	【無担保】不要 【有担保】原則として融資対象物件(不動産)に第1順位の抵当権を設定します。

○〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会に貢献できるしくみ

2012年度より、〈ろうきん〉の存在意義を会員・利用者のみなさまと共有していくことを目的に、〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしていただくことのできる施策を実施してきました。

- ・教育ローン等の利用実績、「ドレミ協奏曲」新規実績に応じた寄付
- ・マイプラン新規・増額件数に応じた寄付

2020年度は鳥取・島根・岡山・広島・山口の「いのちの電話」を寄付先として選定し「教育ローン等の利用実績、『ドレミ協奏曲』新規実績に応じた寄付」と「マイプラン新規・増額件数に応じた寄付」により、1年間で1,627,400円寄付をすることができました。
※いずれもお客様のご負担なく社会貢献につながる取組みです。

○NPOへの支援

「中国ろうきんNPO寄付システム」

寄付者であるお客様と地域社会の課題に取組むNPOを結ぶ「NPO寄付システム」(寄付は毎月100円からの口座振替・手数料不要。)を継続して提供しました。

口座振替による寄付を通じて社会貢献に参加する当システムにより、2020年度は3,768,523円の寄付が行われました。集まった寄付金から、運営団体である各県NPO中間支援団体で審査選考された60団体に、合計327万円が配分されました。



○地域社会の活性化に関する取組み

「家計の見直し運動」の取組み

生活応援運動の一環として、可処分所得の向上、「助け合い制度」の周知、多重債務の未然防止を目的に、労福協・推進機構、こくみん共済 coopと連携し、家計の見直し運動を展開しました。

2020年度は各県の労福協ニュースに「家計の見直し運動」について寄稿するなど、労福協中国ブロックと連携して取組みました。

「高校生のための消費者講座」への講師派遣

未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県労働者福祉協議会および広島労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ職員を講師として派遣しました。

2020年度は中国5県で、27校へ講師派遣を行い、2,967名の高校生を対象に、悪質商法等による消費者トラブルの未然防止、ローンやクレジットの上手な利用法などの学習、啓発活動に努めました。



「確定申告書作成セミナー」

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2020年度は、15地区、総勢249名にご参加いただきました。中国税理士会所属の税理士の指導により、それぞれご自身の確定申告書を作成されました。

○環境保護の取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への賛同

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」(以下、金融行動原則という)に賛同し、署名いたしました。金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、国内の幅広い金融機関が参加した起草委員会によって、自主的に策定されたものです。

「ろうきんの理念」に「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。」と掲げ、各種環境保護の取組みを進めております。

当金庫は、持続可能な社会の形成に向けて金融機関としての責任と役割を果たすため、今後も金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進してまいります。

【金融行動原則】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

○環境取組みと実績

2018年2月末をもってエコアクション21の認証を返上しましたが、今後も以下の「環境理念・環境方針」に則り、環境保全の取組みを継続します。

【環境理念】

「中国ろうきんは、人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域のみなさまとともに積極的かつ継続的に取組みます。」

【環境方針】

1. 環境保全に関する諸法令を遵守するとともに、省エネルギー・省資源等の活動を推進して環境負荷低減に努めます。
2. 環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、お客様による環境保全活動を支援します。
3. 環境活動の実施状況を広報誌(R·ism)および当金庫ホームページにて公表します。
4. 環境活動の実施状況を庫内で共有し、役職員の環境問題に対する意識向上を図ります。

【環境活動の具体策】

- (1) 数値目標を掲げる活動
電力・ガソリン消費量は2017年度を基準に1%削減を目標とする。結果については内外へ通知・公表し、活動の点検と改善を促進する。
 - ① 電力消費の抑制
業務効率化による残業時間の削減や日常の節電の取組みをすすめることにより、電力使用量を抑制する。
 - ② ガソリン消費の抑制
エコドライブの励行、訪問ルートの見直し等によりガソリン使用量を抑制する。
- (2) 環境施策の周知活動
 - ① 環境保全に配慮した商品・サービス
広告ツールを活用し、環境保全に配慮した融資商品・サービスの提供を通じて金利優遇が受けられることを周知する。
 - ② NPO寄付システム
ホームページへの掲載やチラシを活用し、NPO寄付システム(環境分野)を広く周知するとともに契約者の拡大を図る。

【環境目標達成状況(2020年度)】

電力・ガソリン消費の抑制:達成

全店の役職員に省エネルギーの取組みが定着し、数値目標を達成した。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は、2005年度から労働金庫連合会の50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成を柱に、全国3地区(福島、富士山、広島)で活動を展開しています。2015年度からは新たに2地区(新潟・岐阜)を増設し、合計5地区で、「森を育む」、「人を育む」、「森で遊ぶ」を柱に事業を展開し、「森づくり」から始まる「人づくり・地域づくり」につなげる環境教育事業をさらに発展させてています。当金庫では「ろうきん森の学校」(広島地区)の地元金庫として地区連絡協議会に参加し、支援を行っています。



2020年度ろうきん運動推進表彰

「ろうきん運動推進表彰制度」は、営業店推進委員会と会員が一体となった推進展開を強化し、ろうきん運動の活性化と発展に資することを目的としています。

2020年度は、預金・融資取引やろうきん運動の拡大で貢献度の高い営業店推進委員会および会員を右記のとおり選定いたしました。営業店推進委員会、会員のみなさまのご協力に感謝を申しあげるとともに、ろうきん運動のよりいっそうの推進強化を図っていただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

ろうきん運動推進表彰制度の内容

営業店推進委員会部門、会員推進部門、ろうきん友の会部門の3部門とし、営業店推進委員会部門は14推進委員会を、会員推進部門は店舗区分の上位店(13店)3会員、中規模店(12店)2会員、小規模店(13店)1会員(計76会員)を、ろうきん友の会部門は項目別に1会員を選定し表彰します。

対象会員

営業店推進委員会部門は全営業店推進委員会、会員推進部門は全会員、ろうきん友の会部門は全地区ろうきん友の会を対象とします。

表彰基準

(1) 営業店推進委員会部門

営業店での推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2020年度の選定項目は次の10項目とし評価総合点により上位10位までの営業店推進委員会を表彰することとしておりましたが、全項目を達成した営業店推進委員会が14推進委員会あった為、14推進委員会を表彰します。

- 無担保ローン新規実行計画目標達成率
- 他行(他社)ローン借換件数目標達成率
- 助け合いプラン「安心パック」会員適用数目標達成率
- マイプラン新規契約件数目標達成率
- 積立性預金新規契約件数目標達成率
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約件数目標達成率
- 給与振込指定者目標達成率
- 会員推進委員会の設置
- 推進委員会ニュースの発行
- 推進委員会(役員)との連携による会員オルグ

(2) 会員推進部門

預金・融資の利用拡大のほか、「一時金預金運動」「助け合いプラン『安心パック』」「積立性預金の取組み」「家計の見直し運動」「若年層の取組み」「退職金受入の取組み」「確定拠出年金の取組み」「店独自課題」等において顕著な取組みがあった会員を表彰対象とし、営業店推進委員会または営業店推進幹事会の推薦会員を表彰します。

(3) ろうきん友の会部門

営業店での友の会活動推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2020年度の選定項目は次の2項目とし、それぞれ1位の地区友の会を中国ろうきん友の会の推薦のもと表彰します。

- 個人預金増加率(前年度末の預金残高からの増加率)
- 2020年度公的年金受給口座指定者数増加率(前年度末の件数からの増加率)

— 営業店推進委員会部門 —

営業店	推進委員会名
浜田支店	浜田支店推進委員会
益田支店	益田支店推進委員会
岡山東支店	岡山東支店推進委員会
玉野支店	玉野支店推進委員会
岡山西支店	岡山西支店推進委員会
倉敷支店	倉敷支店推進委員会
津山支店	津山支店推進委員会

営業店	推進委員会名
備中支店	備中支店推進委員会
府中支店	府中支店推進委員会
西条支店	西条支店推進委員会
鋼管町支店	鋼管町支店推進委員会
徳山支店	徳山支店推進委員会
小野田支店	小野田支店推進委員会
下関支店	下関支店推進委員会

— 会員推進部門 —

営業店	会員名
鳥取支店	UAゼンセングッドヒル労働組合
鳥取支店	日本郵政グループ労働組合鳥取因幡支部
鳥取支店	日立フェライト電子労働組合
倉吉支店	JAM神鋼機器工業労働組合
倉吉支店	北栄町社会福祉協議会職員労働組合
米子支店	米子市職員労働組合
米子支店	日本郵政グループ労働組合鳥取伯耆支部
米子支店	丸彦産業労働組合
松江支店	松江市職員ユニオン
松江支店	隠岐の島町職員組合
松江支店	中電プラント労働組合島根原子力支部
安来支店	ほろ酔友の会
出雲支店	出雲市職員連合労働組合
出雲支店	大田市職員連合労働組合
浜田支店	日本郵政グループ労働組合石見支部
益田支店	中国電力労働組合益田第二支部
雲南支店	雲南市・飯南町事務組合職員労働組合
岡山支店	両備オールユニティ労働組合
岡山支店	岡山トヨタ労働組合
岡山東支店	水内ゴム労働組合
岡山東支店	三石ハイセラム労働組合
岡山東支店	興亜耐火関連労働組合
玉野支店	三井金属鉱業日比製錬所労働組合
岡山西支店	自治労岡山市現業労働組合
岡山西支店	クラレ労働組合岡山支部
岡山西支店	岡山交通労働組合
倉敷支店	倉敷化工労働組合
倉敷支店	井原精機労働組合
倉敷支店	水菱プラスチック労働組合
津山支店	勝央町職員組合
津山支店	ノーテープ工業(株)津山工場親睦会
備中支店	全矢崎労働組合新見支部
水島支店	UAゼンセン菅公学生服労働組合児島支部
水島支店	水島機工労働組合
水島支店	JFEプラントエンジニアリング労働組合倉敷支部
本店営業部	私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部
本店営業部	南条装備工業労働組合
本店営業部	全イズミ労働組合

営業店	会員名
三次支店	JUKI広島労働組合
広島東支店	マツダ労働組合
広島東支店	カワダ労働組合
広島東支店	ワイテック労働組合
大竹支店	ダイセル労働組合大竹支部
吳支店	吳市職員労働組合
吳支店	ダイクレ労働組合連合会
三原支店	三菱重工交通・建設エンジニアリング労働組合三原支部
尾道支店	ジャパンマリンユナイテッド因島労働組合
尾道支店	横浜ゴム労働組合尾道支部
福山支店	広島県教職員組合福山支区
福山支店	甲神電機労働組合
福山支店	JP労組福山支部
府中支店	北川精機労働組合
広島西支店	広島アルミニウム労働組合
広島西支店	ダイハツ広島販売労働組合
広島西支店	ヤマト運輸労働組合広島支部
西条支店	三井金属竹原製錬所労働組合
西条支店	私鉄中国地方労働組合芸陽バス支部
鋼管町支店	JFEスチール福山労働組合
鋼管町支店	品川ロコー労働組合
山口支店	済生会山口労働組合
山口支店	山口市職員労働組合
山口支店	中電工労組山口県支部
岩国支店	東洋自動機労働組合
岩国支店	周防大島町職員労働組合
下松支店	光市病院職員労働組合
徳山支店	東ソーリシリカ労働組合
徳山支店	京瀧労働組合
防府支店	モルテン労働組合防府支部
防府支店	マツダ労働組合山口県本部
宇部支店	全医労山陽支部
宇部支店	宇部マテリアルズ労働組合宇部支部
宇部支店	宇部興産労働組合病院支部
小野田支店	全国一般山口地方労働組合秋芳鉱業支部
下関支店	神戸製鋼所労働組合長府支部
下関支店	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部
萩支店	萩市職員労働組合

— ろうきん友の会部門 —

営業店	会員名
岩国支店	岩国地区ろうきん友の会

営業店	会員名
岩国支店	岩国地区ろうきん友の会

役員一覧

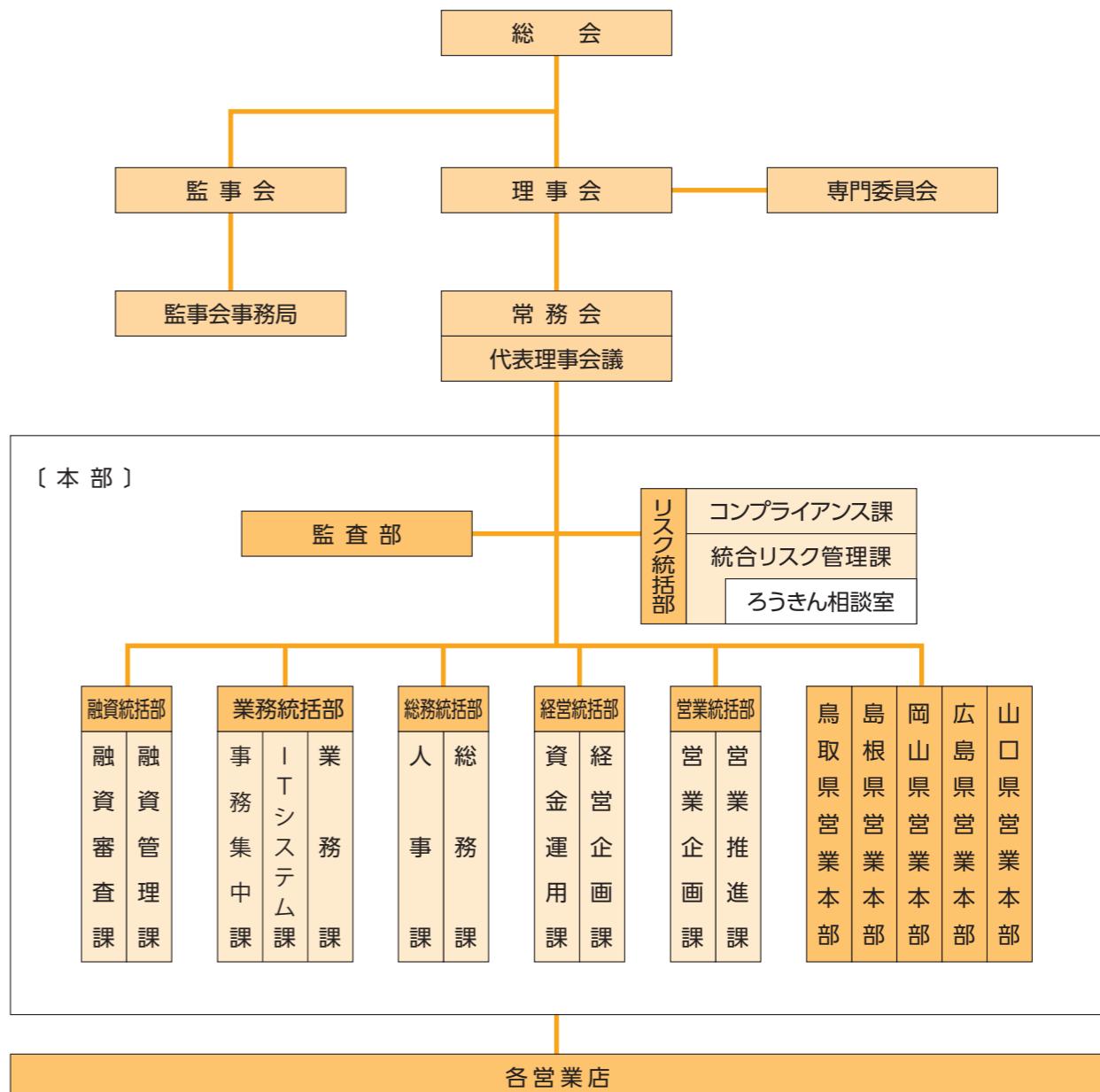
(2021年7月1日現在)

役職名	氏 名	出身組織
理事長	戸守 学	自治労広島県本部
副理事長	岡本 博之	自治労山口県本部
専務理事	東方田 稔	員外
常務理事	安達 孝道	員外
常務理事	瀬光 秀昭	員外
常勤理事	西村 裕生	自治労鳥取県本部
常勤理事	仲田 敏幸	中国電力労働組合山陰統括本部
常勤理事	金澤 稔	日本労働組合総連合会岡山県連合会
常勤理事	善積 昭之	基幹労連広島県本部
常勤理事	網戸 茂	マツダ労働組合山口県本部
理事	船岡 誠	王子製紙新労働組合米子支部
理事	木下 幹也	自治労島根県本部
理事	赤木 大介	三井E&S労働組合連合会岡山地方支部
理事	出射 寛和	クラレ労働組合岡山支部
理事	宮原 俊友	三菱自動車工業労働組合水島支部
理事	門長 雄三	広島県高等学校教職員組合
理事	金子 哲二	マツダ労働組合
理事	滋野 和義	UAゼンセン広島県支部
理事	本地 康秀	中国電力労働組合広島統括本部
理事	藪本 敬士	北川鉄工所労働組合
理事	脇本 昭彦	マイクロソーモリジャパンFab15労働組合
理事	上原 宏	日鉄ステンレス労働組合
理事	河村 康弘	セントラル硝子労働組合宇部支部
理事	爲末 和政	員外
常勤監事	廣川 孝司	員外
監事	多久和礼人	パナソニックソーラーシステム製造労働組合
監事	白井 秀治	情報労連広島県協議会
監事	高田 雅章	全矢崎労働組合新見支部
監事	酒井 友利	日立製作所労働組合笠戸支部
執行役員	板崎 幸夫	員外



組織圖

(2021年7月1日現在)



代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はありません。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あづさ監査法人(2021年7月現在)

報酬等に関する事項

(単位:千円)

区分	2020年度報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	169,823	192,000
監事	15,973	32,400
合計	185,796	224,400

(注)左記以外に支払った退職慰労金は理事798千円であります。

職員の状況

項目	2019年度末	2020年度末
職員数	529人	532人
うち男性	324人	316人
うち女性	205人	216人
平均年齢	43歳11月	43歳11月
平均勤続年数	14年9月	14年5月
平均給与額	351千円	344千円

(注) 1. 職員数は、臨時職員(2019年度250人、2020年度249人)を含みません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与額は、賞与を除く3ヶ月中の平均給与額です。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、常勤職員(フルタイム勤務の嘱託職員等を含む)のみとなります。



商品のご案内

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧説を行ってまいります。

- (1) お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- (2) お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- (3) お客様にとって迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧説を行いません。
- (4) 本勧説方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

○ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、1日あたりのATM利用限度額を設定、ICキャッシュカード(磁気ストライプ併用)の導入、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性についてのご案内等の対策を行っています。

○ インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、ワンタイムパスワード(1分ごとに変化する使い捨てのパスワード)の導入、複数のパスワード(ご契約番号、ログイン、確認用、第二暗証番号)による本人認証の実施、セキュリティソフト[SaAT:Netizen]の無料提供等の対策を行っています。

○ 振り込み詐欺等への対応について

当金庫では、振り込み詐欺等による被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスター掲示、操作に不慣れなお客さまへのお声かけの実施、ATMでのお振込みの際には振り込み詐欺被害注意画面を表示して注意喚起を行っています。

また、「振り込み詐欺救済法」(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行)に基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのお照会をお受けいたします。

預金商品のご案内

2021年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

○ 便利な暮らしのお手伝い

お財布がわりにご利用いただける総合口座など、日常の暮らしに役に立つ商品をご用意しています。

商品名	期間	特徴
総合口座	各預金の取扱いとなります	◇普通預金・定期預金を組み合わせ、「預ける・貯める・支払う・借りる」の4つの機能を1冊にセットした通帳です。 ◇担保預金の90%（最高300万円）まで、当座貸越による自動融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	家計の財布がわりに、キャッシュカード利用で便利さが広がります。
普通預金無利息型（決済用預金）	出し入れ自由	普通預金と同様に給与振込の受取等にもご利用いただけます。 お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護の対象となる預金です。
普通預金（無通帳型）	出し入れ自由	インターネットバンキングまたはろうきんアプリ（かんたん通帳）にて取引内容をご確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由	普通預金の便利さを兼ね備え、預入残高に応じて金利が段階的にアップします。
通知預金	7日以上据置	7日以上据え置き、2日前の通知により払い戻しができます。
ろうきん後見制度支援預金	出し入れ自由	成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。

○ まとめた資産を安全・確実に運用

目的、期間に合わせて安全・確実に増やす各種定期預金をご用意しています。

商品名	期間	特徴
スーパー定期	1カ月以上10年以内	1円以上300万円未満の範囲内で資金運用プランにあわせて、お預け入れ期間を1か月から10年まで指定できる定期預金です。
スーパー定期300	1カ月以上10年以内	300万円以上1,000万円未満のまとめた資金の運用に。
大口定期預金	1カ月以上10年以内	1,000万円以上の大型資金の運用に。
ワイド定期	最長3年	1円以上300万円未満の期日指定定期預金です。1年複利で、1年経過後は一部引出しができます。
変動金利定期	1年以上3年以内	市場金利に連動して、6ヶ月ごとに金利が変動します。
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上の資金の運用に適した預金です（預金保険の対象商品ではありません）。
ろうきん福祉定期預金	1年	△別途定める年金や各種手当を受給される方が対象となります。 1人350万円までの非自動継続式扱いです。
公的年金契約者向け定期預金	1年	△中国ろうきんに公的年金の受取口座をご指定の方および年金裁定請求書・支払機関変更届を提出済みの方が対象となります。 △1万円以上で、預入限度額はありません。 △金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金S	3ヶ月	△ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 △預入金額は100万円以上です。 △金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 △取扱期間は2021年5月1日～2022年4月30日です。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金	3年、5年	△ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 △預入金額は100万円以上1,000万円未満です。 △金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金L	10年	△ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 △預入金額は300万円以上1,000万円未満です。 △金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 △取扱期間は2021年5月1日～2022年4月30日です。
しあわせの櫻くたすき定期預金	1年	「しあわせの櫻くたすき」のご利用対象のお客さまがご利用頂ける特別金利の単利型定期預金です。次のいずれかの要件を満たした個人のお客さまが対象です。 ・60歳以上のお客さま ・有担保住宅ローン利用者（主債務者の方）※1 ・相続により取得した資金を原資としてお預入いただけるお客さま※2※3 ・「特典カード」をご提示いただいた対象者さまのご家族※4（お預入できるのは2022年3月31日までとなります） ※1 有担保多目的ローンご利用者で、かつ資金用途が住宅目的のお客さまを含みます。 ※2 原則、相続手続き完了後1年内に預入いただける資金が対象となります。 ※3 他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も、相続人であること、相続時期を確認できる書類の提示があれば対象となります。 ※4 配偶者、お子さま、お孫さまを対象とします。

○ 紹介天引で着実に財産形成。目的に合わせたお積立に

「一般財形」「財形年金」「財形住宅」の3タイプから目的に合わせてご利用いただけます。「財形年金」「財形住宅」合わせて残高550万円までのお利息には税金がかかりません。

商品名	期間	特徴
一般財形	3年以上	給与天引きで積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
財形年金	5年以上	定年退職後の年金資金づくりに最適です。60歳以降に分割して受取っていただけます。
財形住宅	5年以上	住宅の新築・購入・増改築などの住宅資金に充当する場合に払戻しできます。

○ ライフプランに合わせて自由に、有利にお積立

退職後の年金生活をバックアップする「年金そな衛門」や、お子さまの教育資金を積立てる「ドレミ協奏曲（コンチェルト）」など、ライフプランに合わせた各種商品をご用意しています。

商品名	期間	特徴
エース預金	エンドレス型	積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
	確定日型	目標日（預金口座の満期日）以降に一括して払戻しができます。
	年金型	定年退職後の年金資金づくりに最適。目標日を定め、あらかじめ決めていた支払回数により年金形式でお受取りいただけます。
	「年金そな衛門」	年金資金のための積立ですが、定例入金による積立のほか、任意入金や退職金等の一括預入も可能です。
	「ドレミ協奏曲コンチェルト」	教育資金のための積立です。
	エンドレス型 確定日型	エンドレス型と確定日型のいずれかの選択となります。

個人型確定拠出年金（iDeCo）のご案内

○自分で育てる年金。掛金を個人の判断で運用

老後の生活資金を確保するために、従来の企業年金などに加え新たな選択肢のひとつとして導入された公的年金とは別の個人年金制度です。

業務の種類	特徴・留意点
個人型確定拠出年金（iDeCo）	公務員や専業主婦、企業年金に加入している会社員も含め、基本的に60歳未満のすべての現役世代が加入できます。 加入者自らが掛金や運用商品を決めることができます。 「積立てる」「運用する」「受取る」の3つのステップで、税制上の優遇措置があります。 ※詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

企業型確定拠出年金のご案内

当金庫では、企業型は商品提供金融機関として取扱いを行っています。

有価証券のご案内

○長期的な資産運用に

お客さまのマネープランをサポートする運用商品をご用意しています。

業務の種類	期間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	10年	1万円	
	5年		国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
	3年		
投資信託窓口販売業務			多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド（基金）としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預かりしたご資金が換金時に元本割れすることもございます。

共済代理業務のご案内

こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきん住宅ローン専用住まいの共済」、「住まいの共済」の代理募集の取扱いを行っています。

損害保険販売業務のご案内

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

生命保険販売業務のご案内

生命保険代理店として、「たんぽぽ認知症治療保険」、「たんぽぽ認知症年金保険」の代理店業務を行っています。

内国為替業務のご案内

給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金（送金為替）、公共料金引落としなどの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。

その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

融資商品のご案内

2021年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

○充実したライフプランをバックアップ

マイカーの購入、お子さまのご入学、ご自宅のリフォームなど、節目ごとに必要となる費用をバックアップするための各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
カーライフローン	1,000万円	変動 固定	10年以内	マイカーに関する資金、マリンスポーツに関する資金、他金融機関の自動車ローン借換資金をご利用いただけます。
教育ローン（証書貸付型）	2,000万円	変動 固定	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金、ビジネススキル向上のための資金をご利用いただけます。
教育ローン（カード型）	2,000万円	変動	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金を、在学期間に貸越専用カードローンとしてご利用いただけます。在学期間中は、利息のみ返済いただき、在学期間後は、証書貸付に切り替えたうえ、元利金返済を行っていただけます。
奨学金借換専用ローン	1,000万円	固定	20年以内	奨学金の借換資金をご利用いただけます。
おまとめローン	2,000万円	変動	25年以内	他金融機関等ローンの借換資金をご利用いただけます。
無担保住宅ローン	2,000万円	変動 固定	25年以内	マイホームに関する資金、リフォームに関する資金、他金融機関の住宅ローン借換資金、空き家解体費用をご利用いただけます。家具・家電等購入資金を合算いただけます。
住宅ローン利用者専用フリーローン	300万円	変動	10年以内	当金庫の有担保住宅ローンをご利用の方で直近12ヶ月のご返済に遅れない方向けに生活資金全般をご利用いただけます。
無担保多目的ローン	1,000万円	変動	10年以内	生活資金全般をご利用いただけます。
予約型ローン「そなYELL」	500万円	変動	1年毎の自動更新	マイカーに関する資金、教育に関する資金、冠婚葬祭に関する資金をご利用いただけます。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
有担保多目的ローン	1億円	変動	40年以内	不動産を担保として、多目的にご利用いただけます。
預金担保ローン	1億円かつ担保預金残高の範囲内	固定	3年以内かつ担保預金の満期日まで	預金を担保として、多目的にご利用いただけます。 金利は担保預金利に年0.5%を加えた固定金利です。

※ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○大きな夢の実現にむけて

人生の大きな目標であるマイホームの購入。お客さまの計画に合わせてご利用いただけるよう各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
有担保住宅ローン	1億円	変動 固定	40年以内	マイホームの新築・増改築、宅地やマンションの購入資金、他金融機関の住宅ローン借換資金をご利用いただけます。 金利は、固定金利選択型、全期間固定金利型、上限金利設定型、変動金利型の4種類からお選びいただけます。
住宅つなぎローン	5,000万円	固定	6ヶ月以内	当金庫で取扱う有担保住宅目的融資および公的住宅ローン等のつなぎ資金をご利用いただけます。
リバースモーゲージローン	8,000万円	変動	契約終了日は、お借入人がお亡くなりになった日。	満50歳以上のお客さま向け住宅ローンです。毎月のお支払いは、利息のみをご返済いただき、元金はお客さまがお亡くなりになられた時に、相続人の方からご返済いただくか、担保物件の売却により一括してご返済いただく商品です。
住宅金融支援機構買取型住宅ローン	8,000万円	固定	15年以上35年以内 36年以上50年以内	住宅金融支援機構が住宅ローンを買取ることにより、全期間固定金利でご返済終了までの金利・返済額が確定した住宅ローンをご利用いただけます。 (ろうきん)の住宅ローンを併用するミックスプランもご利用いただけます。

有担保住宅ローン（固定金利選択型、全期間固定金利型、上限金利設定型、変動金利型）では、マイホームの取得やご返済を応援するさまざまな制度をご利用いただけます。

制度名	内容
住宅プラス500	有担保住宅ローン新規ご契約の方は、住宅ローンのお使いみちに、他金融機関等の各種無担保ローンの借換資金や家具・家電等の家財購入資金、自動車購入資金を最高500万円まで合算できます。 ※くわしくは当金庫ホームページをご覧ください。
ろうきんオールマイティ保障型団信	死亡・高度障がいに加え、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の支払い事由に該当した場合、または病気やけがで所定の障がい状態になった場合、ローン残高の全額が保険会社から当金庫（保険金受取人）に支払われ、返済に充当されます。

○暮らしのさまざまな場面に役立ちます

いざという時や突然の出費に便利な各種カードローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
マイプラン	500万円	変動	1年毎の自動更新	生活資金全般をご利用いただけます。当初設定した極度額内で繰返しご利用いただけます。極度額に応じて一定の返済額で返済できる「通常コース」と、残高に応じて定められた返済額が設定される「悠悠コース」でご返済いただけます。

※ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○働くみなさまとご家族のサポートに

福祉金融機関ならではの商品として育児・介護・医療費用等にご利用いただける「育児応援ローン」や「福祉ローン」など、各種ローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
育児応援ローン	育児資金	200万円	変動	勤務先の育児休業制度を利用している間の育児資金および生活資金や、妊娠から小学校入学前までに要する費用をご利用いただけます。育児休業期間中は、元金据置期間を設けることができます。
福祉ローン	介護休業目的（生活資金）	200万円	10年以内	勤務先の介護休暇制度を利用している間の生活資金および介護資金をご利用いただけます。介護休業期間中は、元金据置期間を設けることができます。
	医療費・介護資金・災害復旧に必要な資金	1,000万円		医療費、介護用品購入や、災害復旧の必要資金をご利用いただけます。育児・介護休業期間中は、元金据置期間を設けることができます。
無担保災害救援ローン	生活資金	1,000万円	10年以内 25年以内	災害救助法の適用となる災害（地震・台風・豪雨・土砂崩れ等の自然災害または火災等）の被災者への、家財購入・治療費・生活費・住宅費などをご融資します。
	住宅資金	2,000万円		
有担保災害救援ローン	1億円	変動	40年以内	

上記以外に、自治体との提携により低利な融資を行う自治体提携融資制度等も取扱っています。

お客様相談窓口
0120-86-3760

受付時間：平日 9:00～18:00

休業日：土・日・祝休日*、12月31日～1月3日

*振替休日を含みます。

各種サービスのご案内

○キャッシュサービス (ATM・CD)

- ろうきんカードは、全国ほとんどのATMでご利用いただけます。しかも、多くのコンビニATMでのお引出し手数料は、実質0円!
- 2018年10月1日(月)から一部金融機関ATMでは所定の手数料がかかります。

ご利用いただける主なサービス	お引出し	ご入金	残高照会
全国のろうきん	○	○	○
MICS加盟金融機関 ^{*1} コンビニエンスストア	○	○ ^{*2}	○
E-net	○	○	○
ローソン銀行	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○
セブン銀行	○	○	○
イオン銀行	○	○	○

*1 一部のMICS加盟金融機関ではご利用いただけない場合があります。

*2 相互入金業務サービス提携金融機関でご利用いただけます。

○ATM手数料キャッシュバックサービス

- ろうきんカードは、ATMでのお引出し手数料について、対象のATMで「無料」または「即時キャッシュバック」を行っています。



○ダイレクトバンキングサービス

- インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォン、携帯電話でご利用できます。
- 残高のご照会、お振込み・お振替え、定期預金のご入金・お支払い、ローンの繰上げ返済等のサービスがご利用できます。
- ダイレクトバンキングおよび会員・会員所属企業が契約する法人版インターネットバンキングの利用手数料は無料です。

※インターネットバンキング（団体向け）は携帯電話でのご利用はできません。

○ろうきんWebお知らせサービス

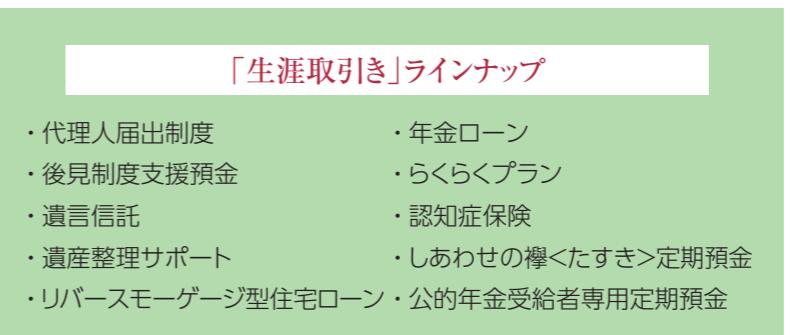
- ダイレクトバンキングより、Webお知らせサービス開始登録をいただきますと、**「ろうきん」**からお知らせする「満期のご案内」、「残高のお知らせ」等がこれまでの郵送による通知に替えて、ダイレクトバンキング上で閲覧できるサービスです。
- 利用手数料は無料です。

○貸金庫サービス

- 盗難防止・耐火・耐熱性能を備えた構造でお客様の大切な財産をお守りいたします。

○「生涯取引き」ラインナップ

- **〈中国ろうきん〉**では高齢者の方の将来の金融取引きに対する不安の解消のため、幅広い商品・サービスを取りまとめた「生涯取引き」ラインナップを展開しています。



○公共料金などの自動支払サービス

- 毎月の給与やボーナス、年金が普通預金口座へ自動的に振込まれます。

○為替（振込み・送金）サービス

- 国内の金融機関ならどこへでも、確実、迅速に指定口座へ振り込むことができます。

ダイレクトバンキングでご利用いただける主なサービス
<ul style="list-style-type: none"> 新規口座開設・入金・支払い(定期預金・エース預金) ローンの返済・試算照会 残高照会 一般財形支払い(覚書締結企業にお勤めの方のみ) 振込・振替 入出金明細の照会 公共料金自動引落しの申込み 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」 住所変更の手続き 投資信託の購入・解約・各種照会

(2021年7月1日現在)

○ろうきんアプリ

- スマートフォンから残高や入出金をご確認いただけるほか、税公金のお支払いや住所変更のお手続きをしていただけます。



○ろうきんUCカード（マスター/VISA）

- 国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピングなどにご利用いただけます。

○代理人口カード

- 1つの口座で2枚のキャッシュカードを発行できます。ご夫婦や親子での利用に便利です。

手数料一覧

(2021年7月1日現在)

○為替手数料

種類		同一店	本・支店	他行宛
窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円
		5万円以上	550円	880円
	文書扱い	5万円未満	—	660円
		5万円以上	—	880円
ATM・テレfonバンキング利用	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	660円
自動送金利用	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	550円
FB利用	5万円未満	無料	220円	—
	5万円以上	無料	275円	—
IB・法人IB利用	5万円未満	無料	220円	—
	5万円以上	無料	275円	—
財形年金支払 エース年金支払	1件につき	無料	無料	—
送金手数料	1件につき	—	440円	660円
代金取扱手数料	1通につき	普通扱い	—	660円
	1通につき	至急扱い	—	440円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料(1件につき)		660円	
	取扱手形組戻料(1通につき)		660円	
	取扱手形店頭呈示料(1通につき)		660円	
	不渡手形返却料(1通につき)		660円	

※同一店内振込みの為替手数料については個人取引のみ必要となります。

※団体出資会員の同一店内振込み、本支店宛振込みの為替手数料は無料となります(法人IB、FB、ANSWER利用も含みます)。

※相続手続きで口座解約した資金を当金庫預金口座に振り込む場合の為替手数料は無料となります。

※当金庫に普通預金口座をお持ちで、視覚障がいによりATMのご利用が困難な場合、窓口利用の振込手数料をATM利用の振込手数料と同額でご利用いただけます。

※自動送金利用の場合、別途自動送金手数料(取扱手数料)が必要となります。

○ATM利用手数料

<ろうきん>のATM

曜日	時間帯	ろうきんのカード	ゆうちょ銀行のカード	全国キャッシュサービス(MICS)加盟店の他行のカード
		支払・入金	支払・入金	支 払
平日	8:00~ 8:45	無 料	220円	220円
	8:45~18:00		110円	110円
	18:00~21:00		220円	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	110円	220円
	14:00~17:00		220円	ご利用いただけません
	17:00~19:00		—	—
日曜・祝日	9:00~17:00	無 料	220円	220円
	17:00~19:00		—	ご利用いただけません

(注)ATMのご利用時間帯・営業日は、店舗・ATMコーナーによって異なる場合があります。

<中国ろうきん>では、ATM利用手数料をキャッシュバックしています。詳しくは51頁をご覧ください。

○その他の手数料

項目	手 数 料	対象者
小切手帳発行手数料	1冊(50枚綴り) 550円	団体 個人
手形帳発行手数料	1冊(50枚綴り) 550円	団体 個人
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円	団体(会員は除く) 個人
現金デリバリーサービス利用手数料 (毎月1回目は無料、同一月2回目以降1回当たり)	550円	個人
通帳・証書再発行手数料	*1*2*3 1,100円	団体 個人
普通預金(有通帳型)切替手数料	1,100円	団体 個人
キャッシュ(ローン)カード再発行手数料 *4	1,100円	団体 個人
ICカード発行手数料 *5	1,100円	団体 個人
貸金庫カード再発行手数料	1,100円	団体 個人
ダイレクトカード再発行手数料	無料	個人
証明書発行手数料 (残高証明書等) 1通あたり (取引明細) 1口座6ヶ月毎 *6*7	220円	団体(会員、認定団体は除く) 個人
保有個人データ 開示手数料 *8*9	基本手数料 氏名・住所・生年月日・電話番号・ 労働組合(団体会員名)等 (郵送の場合 1,100円)	個人
	預金残高・借入残高 1口座1基準日毎 550円	
	取引明細 1口座1月毎 *6 550円	
	その他 1項目毎 550円	
有担保ローン全額繰上償還手数料	無料	個人
有担保ローン借換手数料(他行への借換) *10	55,000円	個人
特約付住宅ローン繰上償還手数料 *11	無料	個人
切替手数料 (長・短期間から新基準変動型貸付への切替) (当初新基準変動型貸付から固定金利選択型および 上限金利設定型住宅ローンへの切替)	5,500円	個人
不動産担保取扱手数料(有担保住宅ローンを除く貸付申込1件当たり) *12	33,000円	団体(会員は除く) 個人
フラット35事務手数料 フラット50事務手数料 (貸付申込1件当たり) *13	融資額×2.20%	個人
貸付取引移管手数料(他金庫に移管する場合)	無料	個人
有担保住宅ローン 取扱手数料 *14*15*16 (貸付申込1件当たり)	1号・3号および4号特例会員と その事業体に所属する管理職 「しあわせの馨くたすき」 特典カード(ご家族さま用)提示者 有担保住宅ローンの再利用者 *17	33,000円
	中国ろうきん友の会賛助会員 個人会員等	融資額×1.54%
	2号会員(消費者生活協同組合員 (同一生計配偶者含む)など) 4号会員(4号特例会員および 中国ろうきん友の会賛助会員を除く)	融資額×1.10%
	封緘方式(保管袋1個当たり) 公共債保護預り料	550円 1,320円
リバースモーゲージローン 取扱手数料	1号・3号および4号会員(中国ろうきん友の会 賛助会員を除く)とその事業体に所属する管理職	33,000円
	中国ろうきん友の会賛助会員 2号会員 個人会員等	55,000円
夜間金庫手数料	基本料(年額) 取扱手数料(入金帳1冊)	26,400円 3,300円
	小 中 大	13,200円 16,500円 18,700円
※取扱店は本店営業部、山口支店となります。	契約手数料 利用手数料(月額)	3,300円
	封緘方式(保管袋1個当たり) 公共債保護預り料	550円 1,320円
ファーム・バンキング	契約手数料 利用手数料(月額)	3,300円
	自動送金手数料(取扱手数料) インターネットバンキング利用手数料(年額) 団体IB/パスワード生成機追加・再発行手数料 団体IB一括口座確認手数料	55円 無料 1,650円 無料
法人版インターネットバンキング(ライトタイプ)利用手数料(月額) 法人版インターネットバンキング(フルタイプ)利用手数料(月額)	1,100円 3,300円	団体(会員、会員所属企業および認定団体は除く) 団体(会員、会員所属企業および認定団体は除く)
	1枚~50枚 51枚~300枚 301枚~500枚 501枚~1,000枚 1,001枚~2,000枚 2,001枚以上	無料 110円 220円 440円 660円 2,001枚~3,000枚 990円 3,001枚~4,000枚 1,320円 4,001枚~5,000枚 1,650円 (1,000枚毎に330円加算)
窓口両替手数料 *19 (受入・払出のいずれか多い方)	出資金残高証明書手数料 出資証券再発行手数料	220円 550円
	(注)ATMのご利用時間帯・営業日は、店舗・ATMコーナーによって異なる場合があります。	団体(会員は除く) 個人

*1 総合口座帳再発行に伴い、総合口座帳とエース預金帳が分冊発行された場合の再発行手数料は1枚分のみいただきます。
 *2 自然災害および居住建物の火災が原因の場合は、再発行手数料は不要です。
 *3 成年後見制度を利用し、法定代理人を通じて取引をされる方の通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。
 また、預金相続の名義変更時における通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。
 *4 ICカードを含みます。
 *5 新規発行(初回)または磁気カードから初めてICカードに切替える場合が対象となります。
 なお、ローンカードのICカード発行手数料は不要です。
 *6 期間は暦月ベースで計算します。(例:2021年1月20日~2021年2月3日は2カ月分として計算します)
 なお、依頼期間内に新規(解約)がある場合は、その日を開始日(終了日)とみなします。
 *7 相続預金に関する取引履歴証明書を含みます。
 *8 自身の個人情報について、金庫の取扱いを確認するために開示請求するものを対象とします。
 *9 検索等にコストがかかる場合は別途実費相当分の追加手数料をいただきます。
 *10 住宅つなぎローン、リバースモーゲージローンについても対象とします。
 *11 全期間固定金利型、上限金利型および固定金利選択型住宅ローンが対象となります。
 *12 フラット35およびフラット50とろうきん住宅ローンの併用融資の場合、不動産担保取扱手数料は不要です。
 *13 フラット35およびフラット50の事務手数料方式を選択した場合にいただきます。この場合、不動産担保取扱手数料は不要です。
 *14 有担保住宅ローンを対象とし、不動産担保取扱手数料は不要です。
 *15 融資資金を6ヶ月以内に全額返済した場合、手数料全額をお返しいたします。
 *16 主債務者の方を対象とします。
 *17 有担保住宅ローンを利用中の2号会員の方が有担保住宅ローンを再利用する場合は、1号・3号および4号特例会員等と同一の取扱手数料を適用いたします。
 *18 ANSWER契約も同様です。
 *19 窓口での預金口座への現金による入金、金種指定による払出についても対象となります。

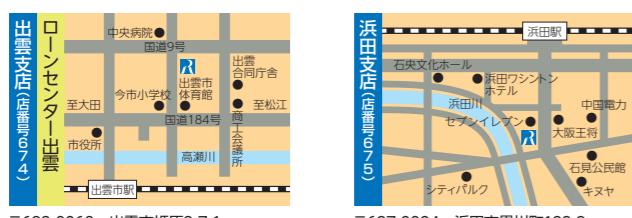


中国ろうきんのネットワーク

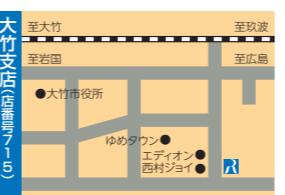
店舗一覧



(2021年7月1日現在)



(2021年7月1日現在)



(2021年7月1日現在)



(2021年7月1日現在)



(2021年7月1日現在)



(2021年7月1日現在)

ATM・CD一覧

(2021年7月1日現在)

○鳥取県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
鳥取市	鳥取支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00
					9:00	17:00
倉吉市	倉吉支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	海田西町日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00
米子市	米子支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
境港市	境港市役所	ATM	9:00	19:00	9:00	17:00

○島根県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
松江市	松江支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	松江支店乃木出張所	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	松江市立病院	ATM	9:00	19:00		
	島根県庁	ATM	8:00	21:00	8:00	21:00
	松江市役所	ATM	9:00	17:00		
	自治労会館	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00
安来市	安来支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
雲南市	雲南支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
出雲市	出雲支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	出雲市役所	ATM	9:00	18:00		
	出雲市役所平田支所	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
大田市	大田代理店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	大田市役所	ATM	9:00	18:00		
江津市	江津市役所出張所	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00
浜田市	浜田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
益田市	益田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00

○岡山県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
岡山市	岡山支店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
	岡山西支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	岡山東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
玉野市	玉野支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	三井生協本部出張所	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
倉敷市	倉敷支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	水島支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	天満屋ハピータウン児島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	水島協同病院	ATM	9:00	19:00	9:00	
久米郡	津山支店柵原久木出張所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
津山市	津山支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	津山市役所	ATM	9:00	18:00		
新見市	NTT新見出張所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
高梁市	備中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
備前市	マックスバリュ備前店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00

ATM 引出し、残高照会、預入れ、振込みの取引をご利用いただけます。

CD 引出し、残高照会のみご利用いただけます。

※1月1日～1月3日は休止となる場合があります。

※記載しているATM以外にも9カ所の企業内に設置しています。

○広島県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
広島市	本店営業部	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	ワーカビア広島	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	広島東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	17:00
	広島西支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	広島電鉄支部会館	ATM	8:00	20:00	9:00	17:00
	広島県庁	ATM	8:45	18:00		
	こくみん共済 coop会館	ATM	8:45	19:00	9:00	
	コーポ高陽	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00
	イズミはなわ可部中央店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
吳市	吳支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	広駅	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00
	吳市役所	ATM	8:45	18:00	8:45	18:00
	コープ焼山	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00
竹原市	藤三竹原ショッピングセンター	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
三原市	三原支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
尾道市	尾道支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	尾道市役所因島総合支所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	フレスタ因島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	因島代理店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
福山市	福山支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	鋼管町支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	沖野上町	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	福山市役所	ATM	9:00	18:00		
	福山市民病院（共同）	CD	9:00	18:00		
	福山市西部市民センター（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山市北部市民センター（庁舎外）（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山市北部市民センター（庁舎内）（共同）	CD	9:00	18:00		
府中市	府中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
三次市	三次支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	三次プラザ	ATM	9:00	19:30	9:00	19:00
庄原市	庄原	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00
	東城町	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00
大竹市	大竹支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
廿日市市	ゆめタウン廿日市	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00
東広島市	西条支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00

○山口県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
山口市	山口支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	山口県庁	ATM	8:45	18:00		
	山口市小郡総合支所	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00
岩国市	岩国支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	岩国市役所	ATM	8:45	18:00		
柳井市	柳井代理店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
光市	イオン光店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00
下松市	下松支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
周南市	徳山支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
防府市	防府支店	ATM	8:00	20:00	9:00	



中国ろうきんの歩み

1950年(昭和25年)	6月	岡山県勤労者信用組合創立総会
1951年(昭和26年)	8月	全国労働金庫協会創立総会
	12月	信用組合広島県労働金庫営業開始
1952年(昭和27年)	3月	信用協同組合山口県労働金庫営業開始
1953年(昭和28年)	6月	信用組合島根県労働金庫設立
	10月	労働金庫法制定
1954年(昭和29年)	2月	営業エリアを島根・鳥取両県に拡大(山陰)
1955年(昭和30年)	4月	労働金庫連合会発足
	5月	住宅金融公庫代理業務取扱い開始
1959年(昭和34年)	7月	水害罹災者特別融資実施(山口)
	11月	炭素支援 1人1,000円預金運動開始(岡山)
1963年(昭和38年)	2月	豪雪災害復旧特別融資実施(山陰)
1965年(昭和40年)	8月	ろうきんアイドル「キン坊」誕生
1970年(昭和45年)	5月	山口県勤労者住宅建設促進資金開始(山口)
1972年(昭和47年)	1月	財形貯蓄(虹の預金)取扱い開始
	7月	7月豪雨災害特別貸付実施(山口)
1978年(昭和53年)	5月	預託金による住宅ローンの利子補給制度実施(広島)
	8月	労働金庫西部事務センター発足
1981年(昭和56年)	1月	普通預金オンライン・スタート
	8月	内国為替取引開始
1982年(昭和57年)	11月	定期預金等オンライン・スタート
1983年(昭和58年)	4月	全国統一「サラ金」対策キャンペーン
1984年(昭和59年)	1月	全国統一オンラインシステム稼動
1985年(昭和60年)	6月	全国労金CDネット網完成
1986年(昭和61年)	10月	ろうきん新シンボルマーク(現行)採用
1987年(昭和62年)	5月	マイプラン発売開始
1990年(平成2年)	7月	MICS(全国キャッシュサービス)開始
1991年(平成3年)	1月	新オンラインシステム「UNITY」開始
	2月	サンデーパンキング開始
1994年(平成6年)	4月	国債窓口販売取扱い開始
	10月	流動性預金金利自由化
1995年(平成7年)	1月	阪神淡路大震災特別融資
	4月	阪神・淡路大震災遭難支援定期(エール30)
1998年(平成10年)	12月	中小企業金融安定化特別融資制度取扱い開始
1999年(平成11年)	1月	郵貯とのCD提携
	10月	勤労者生活支援特別融資取扱い開始
2000年(平成12年)	3月	郵貯ジョイントカード取扱い開始
	12月	郵貯相互送金サービス取扱い開始
		中国4労働金庫統合準備委員会発足
2001年(平成13年)	5月	中国4労働金庫統一商品「ゆったり.U.P」発売開始
	10月	ろうきんインターネットバンキング開始
2002年(平成14年)	1月	中国4労働金庫合併調印式
	9月	中国4労働金庫統合延期
2003年(平成15年)	2月	「日本育英会奨学生入学金融資制度」取扱い開始
	6月	中国4労働金庫合併契約書調印・総会で「合併契約書」承認
	10月	中国労働金庫誕生
	12月	防府支店移転オープン
		ローンセンター防府オープン
2004年(平成16年)	4月	電話振替サービス「ZATTS」取扱い開始
	6月	アイワイパンク銀行(現セブン銀行)ATM利用提携開始
2005年(平成17年)	6月	山陰合銀A.T.M利用手数料キャッシュバック開始(鳥取・島根県内支店発行口座)
	10月	ローンセンター岡山東オープン
2006年(平成18年)	1月	MICS加盟金融機関の相互入金サービス開始
		Webお知らせサービス開始
	10月	ローンセンター松江オープン
	11月	携帯版Webお知らせサービス開始
2007年(平成19年)	2月	中国ろうきんプレミアム定期の取扱い開始
	3月	浜田支店移転オープン
	4月	コールセンター開設
	5月	「生活応援運動・多重債務対策本部」の設置
	6月	インターネット中国支店を開設
	7月	他行A.T.M利用手数料の全額キャッシュバック開始
	10月	備中支店移転オープン
	11月	1号会員、3号会員、4号特例会員の構成員の方を対象に有担保ローン保証料を無料化
		インターネットローンの取扱い開始

2008年(平成20年)	3月	会員専用サイトの開設
	4月	米子支店移転オープン ローンセンター米子オープン
	6月	モバイルマイプランの発売
	7月	尾道支店移転オープン
	9月	中国ろうきん5周年記念クローバーキャンペーン実施 イオン銀行とのATM業務提携開始
	12月	就職安定資金融資制度の取扱い開始
2009年(平成21年)	1月	津山支店移転オープン
	2月	共済代理の実施
	3月	ローンセンター下関オープン
	7月	U-30ろうきんパックの発売
	10月	ワンダーキャンペーンの実施
2010年(平成22年)	3月	エコアクション21の認証取得
	6月	下松支店移転オープン
	8月	有担保ローン(対象商品)をご利用いただくすべての方を対象に保証料を無料化
	10月	全労済「一般火災共済」の取扱い開始
2011年(平成23年)	4月	予約型ローン「そなYELL」取扱い開始
	7月	西条支店・ローンセンター西条移転オープン
	8月	三次支店移転オープン ポイント景品交換制度に「東日本大震災遭難支援コース」新設
	11月	会員構成員1万人アンケート実施
	12月	リトライ制度(オリエントコーポレーション保証)取扱い開始
2012年(平成24年)	3月	ローンセンター営業時間および名称の変更
	4月	ホームページの全面リニューアル 安来支店移転オープン
	5月	有担保住宅ローンの金利制度見直し
	7月	無担保ローンの金利制度見直し
	10月	特別金利定期預金「HAPPYプラス」の発売
2013年(平成25年)	3月	プレミアム定期預金S(スペシャル)の発売
	6月	益田支店移転オープン
	7月	「退職前世代向けサービス「ネクスト・ステージ」」の発売
	10月	中国ろうきん創立10周年
2014年(平成26年)	1月	次世代システム(アル・ワン)への移行
	5月	ろうきん2014住宅応援キャンペーンの実施
	8月	助け合いプラン「安心パック」取扱い開始
	9月	山口支店移転オープン
	11月	子会社による法人代理店の出店
2015年(平成27年)	3月	本店ビル移転オープン
	4月	土曜日営業の開始
	5月	本店ビルグランドオープニングキャンペーン
	11月	教育ローン(カード型)の取扱い開始
2016年(平成28年)	4月	世帯向けサービス「しあわせの轍(たすき)」の取扱い開始
	5月	玉野支店移転オープン
	9月	2016家計応援キャンペーンの展開
	12月	Web完結(ペーパーレス)契約スキームの取扱い開始
2017年(平成29年)	4月	住宅プラス500の取扱い開始 おまとめローンの取扱い開始
	8月	インターネットバンキング投資信託の取扱い開始
	10月	口座開設アプリの取扱い開始 会員専用「Web完結型カードローン(マイプラン)」の取扱い開始
2018年(平成30年)	4月	認知症治療保険の取扱い開始 住宅プラス500の資金使途拡充
	10月	会員専用「Web完結型助け合いプラン」「安心パック」専用フリーローンの取扱い開始 助け合い制度の見直し
2019年(令和元年)	4月	リバースモーゲージローンの取扱い開始 ロッキーチャンスの取扱い開始
	5月	岡山東支店・ローンセンター岡山東移転オープン 因島代理店移転オープン
2020年(令和2年)	4月	プレミアム定期預金L(ロング)の取扱い開始
	7月	三原支店移転オープン
	9月	奨学金借換専用ローンの取扱い開始
	10月	たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)の取扱い開始



資料編／財務データ (単体)

○決算の状況

貸借対照表 61~64

損益計算書 65

剩余金処分計算書 65

○安全性の指標

リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権)

貸出条件緩和債権・合計額) 66

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」 66

資産査定に係る各種基準の比較 67~68

○経営指標

主要な業務の状況を示す指標 69

純資産の内訳 69

常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高 69

1店舗当たり預金・貸出金残高 69

○業績の内容

会員数・出資金に関する指標

会員数内訳 70

大口出資会員一覧 70

出資配当等 70

預金に関する指標

預金科目別残高(期末残高) 70

預金種類別内訳(平均残高) 70

定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 70

預金者別内訳(期末残高) 70

財形貯蓄残高(期末残高) 70

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高) 71

貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 71

貸出金担保種類別内訳(期末残高) 71

債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高) 71

貸出金使途別内訳(期末残高) 71

貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高) 71

預貸率(期末値・期中平均値) 71

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高 72

有価証券の種類別・残存期間別の残高 72

有価証券の種類別の平均残高 72

預証率(期末値・期中平均値) 72

有価証券の時価情報 72~73

金銭の信託の時価情報 73

金融先物取引等・デリバティブ取引

先物・外国為替取引等 73

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について 73

その他業務に関する指標

公共債窓口販売実績 74

投資信託窓口販売実績 74

内国為替取扱実績 74

○自己資本の充実の状況

単体自己資本比率(国内基準) 74

自己資本の構成に関する開示事項 75~76

決算の状況

● 貸借対照表

資産の部	2019年度末	2020年度末
現金	8,999	9,326
預け金	412,512	443,011
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,000	1,000
商品有価証券	—	—
有価証券	98,439	92,387
国債	7,459	8,722
地方債	18,346	10,739
社債	54,944	57,836
投資信託	10,876	8,631
株式	181	134
外国証券	6,630	6,322
貸出金	756,014	792,518
手形貸付	7,990	6,938
証書貸付	710,567	749,643
当座貸越	37,456	35,936
外国為替	—	—
その他資産	11,287	11,359
未決済為替貸	72	68
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
前払費用	22	23
未収収益	2,184	2,256
その他の資産	1,306	1,310
有形固定資産	11,926	11,760
建物	6,506	6,320
土地	4,819	4,803
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	601	636
無形固定資産	116	130
ソフトウェア	74	89
その他の無形固定資産	41	40
前払年金費用	243	175
繰延税金資産	1,085	990
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	17	12
貸倒引当金	△451	△504
(うち個別貸倒引当金)	△451	△434
資産の部合計	1,301,190	1,362,167

負債および純資産の部	2019年度末	2020年度末
預金積金	1,163,111	1,221,502
当座預金	23	25
普通預金	343,541	379,117
貯蓄預金	452	444
通知預金	—	—
別段預金	402	330
納税準備預金	—	—
定期預金	818,693	841,585
定期積金	—	—
譲渡性預金	11,243	12,119
借用金	62,700	62,700
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	2,945	2,808
未決済為替借	18	21
未払費用	1,248	1,193
給付補償金	—	—
未払法人税等	637	633
前受収益	24	20
払戻未済金	3	4
払戻未済持分	—	—
金融派生商品	—	—
資産除去債務	41	46
その他の負債	972	888
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	297	296
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	3,248	3,114
役員退職慰労引当金	61	91
睡眠預金払戻損失引当金	128	85
ポイント景品交換制度準備引当金	116	115
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	17	12
負債の部計	1,243,891	1,302,865
出資金	6,993	6,988
普通出資金	6,993	6,988
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	50,262	52,128
利益準備金	7,036	7,036
その他利益剰余金	43,225	45,092
特別積立金	40,418	42,429
(特別積立金)	3,914	3,914
(機械化積立金)	12,993	13,993
(金利変動等準備積立金)	13,058	14,058
(配当準備積立金)	850	850
(経営基盤強化積立金)	8,738	8,738
(その他の積立金)	863	874
当期末処分剰余金	2,806	2,662
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	57,255	59,117
その他有価証券評価差額金	81	222
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
評価・換算差額等合計	43	184
純資産の部合計	57,298	59,301
負債および純資産の部合計	1,301,190	1,362,167

(注記)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準および評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 22年～50年　その他 3年～15年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号、2020年10月8日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失に対し、必要と認める額を計上しております。

12. ポイント景品交換制度準備引当金の計上基準

ポイント景品交換制度準備引当金は、ポイント景品交換制度実施要領に基づき、当事業年度末における未交換ポイント等による支払見込額を引当しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 8,286,510千円

有形固定資産の圧縮記帳額 21,765千円

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額

469,389千円

16. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額

— 千円

17. 子会社等の株式(および出資金)総額 50,000千円

18. 子会社等に対する金銭債権総額 30千円

19. 子会社等に対する金銭債務総額 117,487千円

20. 破綻先債権額および延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は589,926千円、延滞債権額は6,261,017千円です。なお、破綻先債権とは、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債務を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1985年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を

日常的にはリスク統括部において、VaRによる共通の尺度を用いてリスク量を把握し、経営体力と比較して過大とならぬよう適切なリスク管理を行います。月次ベースで経営管理委員会や常務会・理事会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会において決定された運用方針に基づき、資金運用取扱規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、経営管理委員会や常務会・理事会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引規程に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（預金・貸出金については保有期間120日、信頼区間99%、観測期間720営業日、その他の金融資産・金融負債については保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）により算出しており、2021年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,051,557千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい項目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	443,011,020	443,956,410	945,390
(2) 有価証券	199,987	201,380	1,392
満期保有目的の債券	84,536,276	84,536,276	-
その他有価証券	792,518,391		
(3) 貸出金	△504,625		
貸倒り当金（*1）			
	792,013,766	802,990,662	10,976,895
金融資産計	1,319,761,051	1,331,684,729	11,923,677
(1) 預金積金	1,221,502,331	1,222,942,445	1,440,113
(2) 謙渡性預金	12,119,484	12,117,104	△2,379
(3) 借用金	62,700,000	62,700,000	-
金融負債計	1,296,321,816	1,297,759,550	1,437,734
デリバティブ取引（*2）	-	-	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒り当金および個別貸倒り当金を控除しております。

（*2）その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金

満期ない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から34に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等について、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、および（2）譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利連取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（注3）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	貸借対照表上額
子会社・子法人等株式（*）	50,000
非上場株式（*）	12,400
労働金庫連合会出資金（*）	7,700,000
私募投資信託（REIT）（*）	7,588,335
合計	15,350,735

（*）子会社・子法人等株式、非上場株式、労働金庫連合会出資金および私募投資信託（REIT）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注4）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	283,254,820	132,956,200	17,800,000	9,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	200,000	-	-	-
その他有価証券のうち	3,500,600	28,236,264	11,400,000	33,364,477
満期があるもの				
貸出金（*）	179,898,189	257,500,560	302,213,545	44,442,154
合計	466,853,609	418,693,024	331,413,545	86,806,631

（*）貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

（注5）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	806,452,806	390,167,836	24,881,689	-
譲渡性預金	12,119,484	-	-	-
借用金	62,700,000	-	-	-
合計	881,272,290	390,167,836	24,881,689	-

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下、34まで同様）。

(1) 売買目的の有価証券

売買目的の有価証券は、該当ありません。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から34に記載しております。

(2) 満期保有目的の債券

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

安全性の指標

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2020年度のリスク管理債権合計は7,148百万円で、貸出金残高792,518百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.90%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が589百万円、「延滞債権」が6,261百万円、「3カ月以上延滞債権」が295百万円、「貸出条件緩和債権」が2百万円となっています。

リスク管理債権合計7,148百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が6,649百万円となっています。また、「貸倒引当金」を495百万円引当てています。その結果、保全額は7,144百万円となり、リスク管理債権合計の99.93%をカバーしています。

（単位：百万円）

区分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計 (A)	6,730	7,148
破綻先債権	321	589
延滞債権	5,856	6,261
3カ月以上延滞債権	551	295
貸出条件緩和債権	0	2
保全額 (B)	6,727	7,144
担保・保証等による回収見込額	6,292	6,649
貸倒引当金	434	495
保全率 (B) / (A) (%)	99.95	99.93
貸出金残高 (C)	756,014	792,518
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.89	0.90

● 金融機能の再生のための

緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,736	7,154
破産更生債権およびこれらに準する債権	2,285	2,465
危険債権	3,898	4,391
要管理債権	552	298
保全額 (B)	6,727	7,145
担保・保証等による回収見込額	6,292	6,649
貸倒引当金	435	495
保全率 (B) / (A) (%)	99.87	99.87
正常債権 (C)	750,103	786,190
合計 (D) = (A) + (C)	756,839	793,344
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.89	0.90

注) 1.原則として、保全率は100%を上限として記載しています。

2.金額は決算後（償却後）の計数です。

3.単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権およびこれらに準する債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未收利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準する債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未收利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が破綻の状態には至っていないものの、財務状態・収入状況が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権およびこれらに準する債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未收利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権およびこれらに準する債権」「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権およびこれらに準する債権」「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準する債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

● 損益計算書

科 目	2019年度	2020年度
経常収益	17,119	17,270
資金運用収益	15,287	15,576
貸出金利息	12,693	13,045
預け金利息	1,267	1,209
有価証券利息配当金	845	796
その他の受入利息	480	525
役務取引等収益	1,142	1,033
受入為替手数料	199	192
その他の役務収益	943	841
その他業務収益	620	600
国債等債券売却益	32	44
その他の業務収益	587	556
その他経常収益	70	59
貸倒引当金戻入益	12	—
債券譲り取利益	0	0
株式等売却益	2	2
金銭の信託運用益	53	53
その他の経常収益	1	3
経常費用	14,140	14,378
資金調達費用	581	597
預金利息	579	594
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	2	3
役務取引等費用	2,857	2,954
支払為替手数料	542	486
その他の役務費用	2,314	2,468
その他業務費用	51	63
国債等債券売却損	51	63
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	0	0
経費	10,641	10,704
人件費	5,623	5,686
物販費	4,885	4,872
税金	132	145
その他経常費用	8	57
貸倒引当金繰入額	—	53
貸出金償却	—	—
株式等売却損	8	4
その他の経常費用	—	—
経常利益	2,979	2,892
特別利益	166	5
固定資産処分益	17	—
その他の特別利益	148	5

● 剰余金処分計算書

科 目	2019年度（総会承認日2020年6月25日）	2020年度（総会承認日2021年6月25日）
当期末処分剰余金	2,806	2,662
当期純利益	2,248	2,105
繰越金（当期首残高）	558	556
土地再評価差額金取崩額	—	—
剰余金処分額	2,249	2,139
普通出資に対する配当金	(年2.00%)	(年2.00%)
事業の利用分量に対する配当金	139	139
特別積立金	99	99
金利変動等準備積立金	2,010	1,900
機械化積立金	1,000	900
助け合い積立金	1,000	1,000
圧縮積立金	10	—
繰越金（当期末残高）	556	523

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2021年5月27日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上とのため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2021年5月19日に受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021年6月25日
中国労働金庫

理 事 長 戸 守 学

● 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分			労金の償却・引当基準		
区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)
対象債権	債権		対象債権	債権	
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定要領 債務者区分		定義 処理基準 分類	労働金庫の資産査定要領	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	589	破綻先	IV分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	2
				III分類 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0
				非・II分類	587
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態があり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	1,875	実質破綻先	IV分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	5
				III分類 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0
				非・II分類	1,869
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	4,390	破綻懸念先	III分類 必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。	486
				非・II分類	3,904
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	5,119	要注意先	要管理債権 予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	402
				要管理債権 II分類	
				要管理債権 非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	775,682	正常先	要管理債権以外（注5） II分類 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	4,716
				要管理債権以外の要注意先 II分類 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	
				非分類 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	775,682
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	5,687	その他	引当は行わない。（注1）	5,687

債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）			リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）		
区分単位	債務者単位	金額	区分単位	債権単位	金額
対象債権	総与信		対象債権	貸出金	
定義 債権区分	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		定義 区分	労働金庫法施行規則第114条	
(注2)			(注4)		
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	589	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	589
(注2)			(注4)		
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権		1,875	延滞債権	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	1,874
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないか、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権	4,390	延滞債権		4,386
要管理債権（債権単位）	元金または利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金	295	3ヶ月以上延滞債権	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）	295
3ヶ月以上 延滞債権					
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を囲り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	2	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）	2
正常債権（注3）	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	786,190		(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。 (注2) 債却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。 (注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。 (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位2区分の合計額（貸出金分）にも一致することになります。 (注5) 要管理債権を有する債務者の、3ヶ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理債権です。	

● 貸出金等に関する指標

〈貸出金科目別内訳（平均残高）〉 (単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
手形貸付	9,215	7,943
証書貸付	686,122	728,139
当座貸越	36,906	36,615
割引手形	—	—
合 計	732,243	772,698

〈貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
固定金利貸出金	118,548	116,148
変動金利貸出金	637,466	676,370
合 計	756,014	792,518

注) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

〈貸出金担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	2,228	1,954
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	19,605	16,594
その他	—	—
小 計	21,833	18,548
保証	728,306	766,174
信用	5,874	7,794
合 計	756,014	792,518

〈債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	17	12
信用	—	—
合 計	17	12

〈貸出金使途別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
賃金手当対策資金	—	—	—	—	
生活資金	95,858	12.67	95,199	12.01	
カードローン	32,805	4.33	32,116	4.05	
教育ローン	6,710	0.88	7,224	0.91	
その他	56,343	7.45	55,859	7.04	
福利共済資金	運営資金	5,791	0.76	7,805	0.98
設備資金	754	0.09	754	0.09	
生協資金	運営資金	—	—	—	
設備資金	—	—	—	—	
宅資金	一般住宅資金	653,610	86.45	689,758	86.90
住宅事業資金	—	—	—	—	
合 計	756,014	100.00	792,518	100.00	

● 有価証券に関する指標

〈貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	381,823	50.50	396,616	50.04
民間以外の労働組合および公務員の団体	95,388	12.61	93,415	11.78
消費生活協同組合および連合会	42,948	5.68	54,641	6.89
その他の団体	211,569	27.98	216,669	27.33
△間接構成員	『730,904』	『96.67』	『760,469』	『95.95』
個人会員	33	—	29	—
会員等計	731,764	96.79	761,372	96.06
預金積金担保貸出	205	0.02	184	0.02
その他	24,040	3.17	30,959	3.90
△業種別内訳	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
△製造業	—	(—)	—	(—)
△農業、林業	—	(—)	—	(—)
△漁業	—	(—)	—	(—)
△鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
△建設業	—	(—)	—	(—)
△電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
△情報通信業	—	(—)	—	(—)
△運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
△卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
△金融業、保険業	—	(—)	2,000	(6.46)
△不動産業、物品販賣業	—	(—)	—	(—)
△医療、福祉	—	(—)	6	(0.01)
△サービス業	—	(—)	—	(—)
△国・地方公共団体	5,715	(23.77)	5,679	(18.34)
△個人	18,325	(76.22)	23,274	(75.17)
△その他	—	(—)	—	(—)
会員外計	24,250	3.20	31,145	3.92
合 計	756,014	100.00	792,518	100.00

〈商品有価証券の種類別の平均残高〉

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

〈有価証券の種類別・残存期間別の残高〉 (単位：百万円)

	計	期間の定めなし	期間別			
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2019年度末	7,459	—	7,158	0	1
	2020年度末	8,722	—	0	1	500
地方債	2019年度末	18,346	—	7,866	2,794	2,478
	2020年度末	10,739	—	721	2,573	2,457
短期社債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
社債	2019年度末	54,944	6,092	5,872	22,213	11,472
	2020年度末	57,836	7,580	3,283	24,036	11,780
貸付信託	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2019年度末	10,876	6,559	—	334	3,982
	2020年度末	8,631	7,626	—	221	783
株式	2019年度末	181	181	—	—	—
	2020年度末	134	134	—	—	—
外国証券	2019年度末	6,630	—	600	5,451	578
	2020年度末	6,322	—	802	5,519	—
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
合 計	2019年度末	98,439	12,833	21,497	30,794	18,514
	2020年度末	92,387	15,341	4,808	32,353	15,521

〈有価証券の種類別の平均残高〉 (単位：百万円、%)

項目	2019年度		2020年度	
平均残高	構成比	平均残高	構成比	

<tbl_r cells="5" ix="4"

自己資本の充実の状況

4 その他有価証券

(単位：百万円)

項目	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	71	70	1
	債券	43,589	43,267	322	57,309	56,884
	国債	7,160	7,129	30	733	728
	地方債	10,201	10,092	109	9,063	8,987
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	26,227	26,044	183	47,512	47,168
	その他	4,876	4,800	76	4,298	4,231
小計		48,466	48,067	399	61,679	61,186
493						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	82	85	△2	-	-
	債券	28,607	28,764	△156	19,789	19,945
	国債	299	299	0	7,989	8,054
	地方債	591	596	△5	1,476	1,497
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	27,716	27,867	△151	10,323	10,393
	その他	6,070	6,200	△129	3,066	3,100
小計		34,761	35,049	△288	22,856	23,045
304						

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しました。

2. 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

● 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物・外貨為替取引等

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオーバーランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まっています。これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。
 (1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「先物取引」「先渡し取引」とは

もとになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引をいいいます。
 「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡し取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。当金庫では、固定金利選択型ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。
 当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションのうちの一つです。

● その他業務に関する指標

〈公共債窓口販売実績〉

項目	2019年度		2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国債	34,440	21,950		

〈投資信託窓口販売実績〉

項目	2019年度		2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
投資信託	50,113	68,012		

〈内国為替取扱実績〉

項目	区分	2019年度		2020年度	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
送金・振込	各地へ向けた分	301,514	320,594		
	各地より受けた分	3,398,118	3,463,941		
代金取立	各地へ向けた分	2	6		
	各地より受けた分	14	7		
合計	各地へ向けた分	301,516	320,600		
	各地より受けた分	3,398,132	3,463,948		

● 単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)	
2019年度末	2020年度末
8.47	8.22

注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融厅・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
 この自己資本比率告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の自己資本比率告示が適用されております。
 また、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適切であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額）（注1）} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額（注2）} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）} \\ + \\ \text{オペレーション・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）} \end{array} \right)}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計
 (注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計
 (注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオーバーランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連携スコアジャードの合計額
 (注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

5 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	-	-
非上場株式	49	12
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
私募投資信託（REIT）	6,559	7,588
合計	14,358	15,350

〈金銭の信託の時価情報〉

(単位：百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
その他の金銭信託	1,000	-	1,000	-

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上しました。

2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

3. 「運用目的の金銭の信託」および「満期保有目的の金銭の信託」はありません。

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預りするに当たって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利関連取引を実施しています。

3. 「リスク管理に対する管理態勢」

当金庫では、「資金運用規定」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理態勢の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

〈金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引〉

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

項目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	57,016	58,877
うち、出資金および資本剰余金の額	6,993	6,988
うち、利益剰余金の額	50,262	52,128
うち、外部流出予定額(△)	△239	△239
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	57,033
コア資本に係る調整項目(2)		58,887
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	116	130
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	116	130
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	177	128
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	293
自己資本	(ハ)	56,739
自己資本の額((イ)-(ロ))		58,629
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	645,060	687,742
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,640	25,229
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額	(二)	669,701
自己資本比率		712,971
自己資本比率((ハ)/(二))		8.47
自己資本比率(8.22)		8.22

自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：58,887百万円
------	---

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てるになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支配順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、うろきんの取り扱いから生ずることはございません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務的基盤を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額(△)」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみなさまへ還元する予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引当て(積み立て) るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の3種類を引当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てるという約定はあります。資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)。

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては、経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金試算等があげられます(ただし、2017年度末までは調整項目対象額に掛け目を乗じた額をコア資本に係る調整項目の額に参入することを可とする経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用しております)。

「のれんおよびモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外のその他無形資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収に充てることが事实上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されました)。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛け目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しております。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却收入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘定後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由に充てることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛け目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することができます。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しております。

「自己資本の額((イ)-(ロ))」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

項目	2019年度末		2020年度末		
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	
信用リスク	(A)	645,060	25,802	687,742	27,509
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)		641,097	25,643	684,708	27,388
ソブリン向け(注4)		705	28	647	25
金融機関向け		84,078	3,363	90,333	3,613
事業法人等向け		16,178	647	17,667	706
中小企業等・個人向け		399,051	15,962	432,187	17,287
抵当権付住宅ローン		75,247	3,009	72,023	2,880
不動産取得等事業向け		697	27	799	31
延滞債権(注5)		1,346	53	819	32
その他(注6)		63,791	2,551	70,231	2,809
証券化エクスポージャー(うち再証券化)		94	3	39	1
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー(注7)		3,868	154	2,994	119
ルック・スルー方式(注8)		3,868	154	2,994	119
マンデート方式(注9)		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)(注10)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)(注10)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)(注11)		—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置により		—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかつたものの額		—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注12)		—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー(注13)		—	—	—	—
オペレーションナル・リスク(注14)	(B)	24,640	985	25,229	1,009
リスク・アセット・総所要自己資本額(A)+(B)	(C)	669,701	26,788	712,971	28,518

- (注) 1.リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用しています。
2.貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
4.「延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。
5.標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、出資等です。
6.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーは、ファンド向けエクティティ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いであります。この場合は、以下の8.~11の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
7.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクティティ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いであります。この場合は、以下の8.~11の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8.「ルック・スルー方式」は、エクspoージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用いています。

ルック・スルー方式= 裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額

- 9.「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用いています。

裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクspoージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

マンデート方式= 裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額

- 10.「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用いています。

- 11.「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用いています。

- 12.「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことといいます。

- 13.「中央清算機関連エクspoージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクspoージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

- 14.オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

- (基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーションナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

〈現在の自己資本の充実状況について〉

2020年度末の当金庫の自己資本比率は8.22%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーションナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

〈将来の自己資本の充実策〉

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーおよび証券化エクspoージャーを除く)

①信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別	エクspoージャー区分	合計	貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		
			19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	
国内		1,289,841	1,355,786	755,447	792,099	80,689	78,522	—	—	6,559	7,619	446,188	476,794
国外		6,709	4,707	—	—	6,709	4,707	—	—	—	—	—	—
合計		1,296,551	1,360,494	755,447	792,099	87,398	83,230	—	—	6,559	7,619	446,188	476,794

業種別	エクspoージャー区分	合計	貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		
			19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	
製造業		13,549	12,312	—	—	13,511	12,312	—	—	—	37	—	—
農業、林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	300	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—
建設業		1,100	1,400	—	—	1,100	1,400	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		5,607	6,811	—	—	5,607	6,811	—	—	—	—	—	—
情報通信業		1,083	1,669	—	—	998	1,598	—	—	—	85	70	—
運輸業、郵便業		1,701	2,602	—	—	1,701	2,602	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		401	1,201	—	—	401	1,201	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業		438,863	473,246	4	2,005	25,145	26,951	—	—	—	413,712	444,289	—
不動産業、物品販賣業		10,859	11,421	0	0	3,299	2,800	—	—	6,559	7,619	1,001</td	

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	19年度	20年度	19年度	20年度	目的使用	その他	19年度	20年度	19年度	20年度		
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業、物品販賣業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業	404	393	393	443	-	-	404	393	393	443	-	
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	42	40	40	51	-	-	42	40	40	51	-	
その他	1	0	0	-	-	0	1	-	0	-	-	
合 計	448	434	434	494	-	0	448	434	434	494	-	

注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	42,033	42,033	-	34,494	34,494
10%	-	7,051	7,051	-	6,472	6,472
20%	5,977	420,392	426,369	7,904	451,666	459,571
35%	-	214,993	214,993	-	205,780	205,780
50%	20,712	-	20,712	21,315	-	21,315
75%	-	534,294	534,294	-	578,201	578,201
100%	4,308	31,217	35,526	4,811	32,328	37,139
150%	-	777	777	-	546	546
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	14,791	14,791	-	16,972	16,972
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	30,998	1,265,552	1,296,551	34,032	1,326,462	1,360,494

注) 1.格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクspoージャーについては、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。

4.CVAリスク相当額および中央清算機関連エクspoージャーは含まれておません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

・一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。

・破綻懸念先債権

・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクspoージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

・株式会社日本格付研究所（JCR）・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	2,228	1,955	-	-	-	-	-
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-
事業法人等向け	4	4	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	2,224	1,951	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-
延滞	-	-	-	-	-	-	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

〈貸出金と自行預金の相殺〉

当金庫では、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

〈適格金融資産担保〉

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規則」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

〈保証〉

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

〈クレジット・デリバティブ〉

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取扱いのリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2019年度末	2020年度末	派生商品取引	
			派生商品取引	派生商品取引
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	-	-		

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	82	82	110	110
非上場株式等	7,658	-	8,650	-
その他	7,700	-	7,700	-
合 計	15,440	82	16,461	110

注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2.「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	売却益	△2	売却損	△4
償却	-	-		

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	評価損益	△2	評価損益	8

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	評価損益	-	評価損益	-

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除き、投資信託の出資等エクスポージャーを含んでいます。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	ルック・スルー方式	4,300	マンデート方式	-
蓋然性方式 (250%)	-	-		
蓋然性方式 (400%)	-	-		
フォールバック方式 (1250%)	-	-		
合 計	4,300		1,000	

(9) 金利リスクに関する事項

①金融リスク量

(単位:百万円)

	2020年度末		2019年度末	
	VaR	5,051	VaR	6,501

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項目番号	イ ロ ハ ニ	△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		17,836	19,425	-	-
1 上方バラレルシフト	17,836	19,425	-	-	-
2 下方バラレルシフト	-	-	892	839	-
3 スティーブ化	-	-	-	-	-
4 フラット化	-	-	-	-	-
5 短期金利上昇	-	-	-	-	-
6 短期金利低下	-	-	-	-	-
7 最大値	-	-	-	-	-
8 自己資本の額	58,629		56,739		

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB (銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニの記号は告示の様式上に定められているものです。

3.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

4.「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にBPV(ベース・ポイント・イン・バリュー)およびVaR(バリュー・アット・リスク)計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ベースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会で協議し、常務会に報告しております。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.333年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推測値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 PSJモデルを採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法およびその前提 IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提 スプレッドおよびその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 当期末の△EVEは17,836百万円(前期末比△1,589百万円)となり、減少しました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、自己資本対比で30.42%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる目標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味(特に定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)

VaRは、保有期間6ヶ月(一部の資産負債については1ヶ月)、信頼水準99%、観測期間5年(一部の資産負債については1年)の条件のもとで分散共分散法により算出しています。流動性預金については、コア預金モデル(内部モデル)を採用し、貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関しては、考慮



資料編／財務データ（連結）

○連結情報

金庫およびその子会社等の 主要な事業の内容および組織の構成	84
金庫の子会社等に関する事項	84
金庫およびその子会社等の事業の概況	84
金庫およびその子会社等の 主要な事業の状況を示す指標	84
連結財務諸表の作成方針	84
連結貸借対照表	85～88
連結損益計算書	88
連結剰余金計算書	89
リスク管理債権 (破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権・合計額)	89
自己資本の充実の状況	
連結自己資本比率（国内基準）	89
自己資本の構成に関する開示事項（連結）	90～91
自己資本の充実度に関する事項	91
信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算（ま たは信用リスク・アセットのみなし計算）が適用されるエクス ポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	92～93
信用リスク削減手法に関する事項	94
派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	94
証券化エクスポージャーに関する事項	94
出資等エクスポージャーに関する事項	95
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットの みなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	95
金利リスクに関する事項	95
オペレーションル・リスクに関する事項	96
連結セグメント情報	96

連結情報

● 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

中国労働金庫
株式会社中国労金ビジネスサービス
>>> 当金庫の関連業務の受託、労働金庫代理業

● 金庫の子会社等に関する事項

名称	株式会社中国労金ビジネスサービス
所在地	広島市南区稲荷町1番14号
資本金または出資金	50百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	2013年10月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主 または総出資者の議決権に占める割合	-%

● 金庫およびその子会社等の事業の概況

▶ 純資産

当金庫と株式会社中国労金ビジネスサービスを連結した結果、連結剰余金は52,182百万円、出資金は6,988百万円となり、純資産は59,355百万円となりました。

▶ 預金

上記連結対象子会社からの預金積金を調整消去した結果、期末残高は1,233,526百万円（譲渡性預金を含む）となりました。

▶ 貸出金

当金庫は株式会社中国労金ビジネスサービスへの貸出金ではなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末残高は792,518百万円となりました。

▶ 損益

当金庫グループの2020年度の経常収益は17,257百万円、経常費用は14,359百万円となりました。

その結果、当金庫グループ全体の経常利益は2,898百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,104百万円となりました。

▶ 課題

当金庫は、2020年度を第6期中期経営計画の最終年度として、第6期中期経営計画の完全達成をめざし、「生活応援運動」の強化、会員・推進機構との関係強化を行い、「量を基盤とする質への転換」を実現すべく基本方針に則った事業運営に取組みました。

営業戦略においては、「顔の見える活動」「コンサルティング機能の発揮」をキーワードに生活応援運動の強化や資産形成ニーズの対応に取組むなど、事業計画および中期経営計画の達成に向け具体的な施策に注力しました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により社会全体が未曾有の状況に陥り、勤労者を取り巻く環境が日に日に厳しさを増すなか、専用ローンの発売や社会福祉協議会の「緊急小口資金特例貸付」の取次など、勤労者の生活支援に取組みました。

株式会社中国労金ビジネスサービスにおいては、金庫と綿密に連携をとり、安定・継続的に業務遂行を行ってまいりました。

また2014年11月に開店し、7年度目を迎えた労働金庫代理店については、開店以来安定した取引を維持しており、各地域の「ろうきん運動」の拠点として地域に根差した営業を行っていると評価しています。

● 金庫およびその子会社等の 主要な事業の状況を示す指標

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	16,078	16,667	17,106	17,257
経常利益	1,350	2,361	2,993	2,898
親会社株主に 帰属する 当期純利益	851	1,638	2,252	2,104
純資産額	54,189	55,806	57,353	59,355
総資産額	1,205,861	1,260,790	1,301,145	1,362,122
連結自己資本比率	9.60	8.79	8.48	8.23

注) 1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2.当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。

● 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社および子法人等 1社
会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
- ②非連結の子会社および子法人等
非連結の子会社および子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用および持分法非適用の子会社および子法人等、関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社および子法人等の決算日
3月末日 会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
- ②連結される子会社および子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金（利益）処分に基づいて作成しております。

● 連結貸借対照表

資産の部	2019年度末	2020年度末
現金および預け金	421,512	452,337
コールローンおよび買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,000	1,000
商品有価証券	—	—
有価証券	98,389	92,337
貸出金	756,014	792,518
外国為替	—	—
その他資産	11,290	11,362
有形固定資産	11,928	11,762
無形固定資産	116	130
退職給付に係る資産	243	175
繰延税金資産	1,085	990
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	17	12
貸倒引当金	△451	△504
その他の引当金	—	—
資産の部合計	1,301,145	1,362,122

(注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準および評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 22年～50年 その他 3年～15年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号2020年10月8日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必

負債の部および純資産の部	2019年度末	2020年度末
預金積金	1,163,016	1,221,407
譲渡性預金	11,243	12,119
借用金	62,700	62,700
コールマネーおよび売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	2,937	2,800
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	301	299
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	3,248	3,115
役員退職慰労引当金	61	91
その他の引当金	244	200
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	17	12
負債の部合計	1,243,791	1,302,767
出資金	6,993	6,988
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	50,316	52,182
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	57,310	59,170
その他有価証券評価差額金	81	222
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	43	184
新株予約権	—	—
純資産の部合計	57,353	59,355
負債の部および純資産の部合計	1,301,145	1,362,122

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. ポイント景品交換制度準備引当金の計上基準

ポイント景品交換制度準備引当金は、ポイント景品交換制度実施要領に基づき、当連結会計年度末における未交換ポイント等に係る支払見込額を引当てております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理

当金庫並びに連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 8,268,510千円

有形固定資産の圧縮記帳額 21,765千円

15. 破綻先債権額および延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は589,926千円、延滞債権額は6,261,017千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

16. 3ヶ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は295,909千円です。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,125千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものものです。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、7,148,979千円です。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産 定期預け金 30,600千円

担保資産に対応する債務 別段預金 294,780千円

普通預金 250,197千円

上記のほか、内国為替取引・当座借越契約用として、定期預け金95,219,300千円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は119,695千円であります。

20. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

計上額については、旧岡山労働金庫が継承しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める
再評価の方法

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 181,290千円

21. 出資1口当たりの純資産額 8,493円10銭

22. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額 469,389千円

23. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額 一千円

24. 子会社等の株式または出資金の総額(連結子会社および連結子法人等の株式(または出資金)を除く) 一千円

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区のお客さまに対する貸出金であり、お客さまの契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的およびその他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引はALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスク回避しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程において、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	443,011,024	443,956,414	945,390
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	199,987	201,380	1,392
その他有価証券	84,536,276	84,536,276	-
(3) 貸出金	792,518,391		
貸倒引当金（*1）	△504,625		
	792,013,766	802,990,662	10,976,895
金融資産計	1,319,761,055	1,331,684,733	11,923,677
(1) 預金積金	1,221,407,141	1,222,847,255	1,440,113
(2) 譲渡性預金	12,119,484	12,117,104	△2,379
(3) 借用金	62,700,000	62,700,000	-
金融負債計	1,296,226,626	1,297,664,360	1,437,734
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にに基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27から31に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日ににおける連結貸借対照表額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、および(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を想定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利連携取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(单位：千円)

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式（*）	12,400
労働金庫連合会出資金（*）	7,700,000
私募投資信託（REIT）（*）	7,588,335
合計	15,300,735

(*3) 非上場株式、労働金庫連合会出資金および私募投資信託（REIT）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	283,254,824	132,956,200	17,800,000	9,000,000
有価証券	200,000	-	-	-
満期保有目的の債券	3,500,600	28,236,264	11,400,000	33,364,477
その他有価証券のうち満期があるもの	179,898,189	257,500,560	302,213,545	44,442,154
合計	466,853,613	418,693,024	331,413,545	86,806,631

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	806,357,615	390,167,836	24,881,689	-
譲渡性預金	12,119,484	-	-	-
借用金	62,700,000	-	-	-
合計	881,177,100	390,167,836	24,881,689	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下、31.まで同様）。

(1) 売買目的の有価証券

売買目的の有価証券は、該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

種類	連結貸借対照表上額	時価	差額
国債	-	-	-
地方債	199,987	201,380	1,392
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	199,987	201,380	1,392

時価が連結貸借対照表計上額を超過するもの

時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの

時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの

(単位：千円)

種類	連結貸借対照表上額	取得原価	差額
株式	71,925	70,858	1,066
債券	57,309,603	56,884,049	425,553
国債	733,540	728,515	5,025
地方債	9,063,253	8,987,097	76,156
短期社債	-	-	-
社債	47,512,809	47,168,436	344,372
その他	4,298,359	4,231,567	66,791
小計	61,679,987	61,186,474	493,412

連結貸借対照表計上額が取得原価を超過するもの

連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

(単位：千円)

種類	連結貸借対照表上額	取得原価	差額
株式	19,789,527	19,945,209	△155,681
債券	7,989,440	8,054,252	△64,812
国債	1,476,720	1,497,175	△20,454
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	10,323,366	10,393,781	△70,414
その他	3,066,862	3,100,000	△33,138
小計	22,856,389	23,045,209	△188,819

連結貸借対照表計上額が取得原価を超過するもの

● 連結剰余金計算書

科 目	2019年度	2020年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金減少高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	48,304	50,316
利益剰余金増加高	2,252	2,104
当期純利益	2,252	2,104
利益剰余金減少高	239	239
普通出資に対する配当金	139	139
事業の利用分量に対する配当金	99	99
利益剰余金期末残高	50,316	52,182

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2020年度のリスク管理債権合計は7,148百万円で、貸出金残高792,518百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.90%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が589百万円、「延滞債権」が、6,261百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が295百万円、「貸出条件緩和債権」が2百万円となっています。

リスク管理債権合計7,148百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が6,649百万円となっています。また、「貸倒引当金」を495百万円引当てています。その結果、保全額は、7,144百万円となり、リスク管理債権の合計99.93%をカバーしています。

区 分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計 (A)	6,730	7,148
破綻先債権	321	589
延滞債権	5,856	6,261
3ヶ月以上延滞債権	551	295
貸出条件緩和債権	0	2
保全額 (B)	6,727	7,144
担保・保証等による回収見込額	6,292	6,649
貸倒引当金	434	495
保全率 (B) / (A) (%)	99.95	99.93
貸出金残高 (C)	756,014	792,518
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.89	0.90

注) 用語の説明については、66頁をご覧ください。

● 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：%)	
2019年度末	2020年度末
8.48	8.23

注) 当連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しています。この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されております。また、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

項目	2019年度末	2020年度末	
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	57,070	58,931	
うち、出資金および資本剰余金の額	6,993	6,988	
うち、利益剰余金の額	50,316	52,182	
うち、外部流出予定額(△)	△239	△239	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額	-	-	
うち、為替換算調整勘定	-	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	-	
コア資本に係る調整後少數株主持分の額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	9	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	9	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
少數株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	57,087	58,941	
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	116	130	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	116	130	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
退職給付に係る資産の額	177	128	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少數出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに限る。の額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に該当するものに限る。の額	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に該当するものに限る。の額	-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに限る。の額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に該当するものに限る。の額	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に該当するものに限る。の額	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	293	258	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	56,793	58,682
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	645,015	687,697	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポートヤー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,640	25,229	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーションル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	669,656	712,926	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.48	8.23	

連結の範囲に関する事項

- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です（84頁をご覧ください）。
- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

自己資本調達手段の概要

2020年度の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、連結グループの自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：58,941百万円
------	---

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

項目	2019年度末		2020年度末		
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本	
信用リスク	(A)	645,015	25,800	687,697	27,507
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー（注3）		641,052	25,642	684,663	27,386
ソブリン向け（注4）		705	28	647	25
金融機関向け		84,078	3,363	90,333	3,613
事業法人等向け		16,178	647	17,667	706
中小企業等・個人向け		399,051	15,962	432,187	17,287
抵当権付住宅ローン		75,247	3,009	72,023	2,880
不動産取得等事業向け		697	27	799	31
延滞債権（注5）		1,346	53	819	32
その他（注6）		63,746	2,549	70,185	2,807
証券化エクスポージャー（うち再証券化）		94	3	39	1
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー（注7）		3,868	154	2,994	119
ルック・スルー方式（注8）		3,868	154	2,994	119
マンテート方式（注9）		—	—	—	—
蓋然性方式（250%）（注10）		—	—	—	—
蓋然性方式（400%）（注10）		—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）（注11）		—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置により		—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかつたものの額		—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（注12）		—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー（注13）		—	—	—	—
オペレーションナル・リスク（注14）	(B)	24,640	985	25,229	1,009
リスク・アセット・所要自己資本の総額（A）+（B）	(C)	669,656	26,786	712,926	28,517

(注) 1.リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

2.所要自己資本=リスク・アセット×4%
3.「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオーバランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5.「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

6.標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、出資等です。
7.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクティ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いであります。この場合は、以下のB~11の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8.「ルック・スルー方式」は、エクspoージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の運用基準によるリスク・アセットの総額
ルック・スルー方式=裏付けとなる資産等の総額

9.「マンテート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方法です。この方式では、エクspoージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の運用基準によるリスク・アセットの総額
マンテート方式=裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額

10.「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンテート方式」が適用できない場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11.「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンテート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方法です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12.「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことといいます。

13.「中央清算機関連エクspoージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクspoージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14.オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

オペレーションナル・リスク = $\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値}} \times 12.5$

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

〈現在の自己資本の充実状況について〉

2020年度末の当連結グループの自己資本比率は8.23%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。
新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当連結グループは、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーションナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

〈将来の自己資本の充実策〉

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算（または信用リスク・アセットのみなし計算）が適用されるエクspoージャーおよび証券化エクspoージャーを除く）

①信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別	エクspoージャー区分	合計		貸出金等取引（注1）		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）		延滞エクspoージャー（注3）	
		19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末		
国 内		1,289,796	1,335,741	755,447	792,099	80,689	78,522	-	-	6,559	7,619	446,143	476,749	957	750
国 外		6,709	4,707	-	-	6,709	4,707	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,296,506	1,360,449	755,447	792,099	87,398	83,230	-	-	6,559	7,619	446,143	476,749	957	750

業種別	エクspoージャー区分	合計		貸出金等取引（注1）		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）		延滞エクspoージャー（注3）
		19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	
製造業		13,549	12,312	-	-	13,511	12,312	-	-	-	-	37	-	-
農業、林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	300	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-
建設業		1,100	1,400	-	-	1,100	1,400	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		5,607	6,811	-	-	5,607	6,811	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業		1,083	1,669	-	-	998	1,598	-	-	-	-	85	70	-
運輸業、郵便業		1,701	2,602	-	-	1,701</td								

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

業種区分	個別貸倒引当金												
	期首残高		当期増加額		当期減少額		目的使用		その他		期末残高		貸出金償却
	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品販賣業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	404	393	393	443	-	-	404	393	393	443	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	42	40	40	51	-	-	42	40	40	51	-	-	-
その他	1	0	0	-	-	0	1	-	0	-	-	-	-
合 計	448	434	434	494	-	0	448	434	434	494	-	-	-

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	42,033	42,033	-	34,494	34,494
10%	-	7,051	7,051	-	6,472	6,472
20%	5,977	420,392	426,369	7,904	451,666	459,571
35%	-	214,993	214,993	-	205,780	205,780
50%	20,712	-	20,712	21,315	-	21,315
75%	-	534,294	534,294	-	578,201	578,201
100%	4,308	31,172	35,481	4,811	32,283	37,094
150%	-	777	777	-	546	546
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	14,791	14,791	-	16,972	16,972
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	30,998	1,265,507	1,296,506	34,032	1,326,417	1,360,449

注) 1.格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクspoージャーについては、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。

4.CVAリスク相当額および中央清算機関連エクspoージャーは含まれておません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当連結グループでは、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定実施規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクspoージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）

・株式会社日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インベスター・インク（Moody's）

・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		19年度末	20年度末	19年度末	20年度末	19年度末	20年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	2,228	1,955	-	-	-	-	-
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-
事業法人等向け	4	4	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	2,224	1,951	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-
延滞	-	-	-	-	-	-	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要
＜貸出金と自行預金の相殺＞

当連結グループでは、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

<適格金融資産担保>

当連結グループでは「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規程」に基づき適切な評価・管理を行なう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

<保証>

告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取扱いのリスクに関する事項

与信相当額 (単位：百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	派生商品取引	派生商品取引	派生商品取引	派生商品取引
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-</td

(7) 出資等エクスボージャーに関する事項

①連結貸借対照表上額および時価 (単位：百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	連結貸借対照表上額	時価	連結貸借対照表上額	時価
上場株式等	82	82	110	110
非上場株式等	7,608	-	8,600	-
その他	7,700	-	7,700	-
合 計	15,390	-	16,411	-

注) 1.貸借対照表上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2.「その他」の区分には、労金連出資金等を計上しています。

②出資等エクスボージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	売却益	△2	売却損	△4
償却	-	-		

③連結貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	評価損益	△2	評価損益	8

④連結貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	評価損益	-	評価損益	-

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー」を除き、投資信託の出資等エクスボージャーを含んでいます。

出資等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項 (単位：百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	ルック・スルー方式	4,300	マンデート方式	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	蓋然性方式 (400%)	-
フォールバック方式	-	-	合 計	4,300
				1,000

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2020年度末		2019年度末	
	VaR	5,051	VaR	6,501

②IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク				
頂番	イ	ロ	ハ	ニ
	△EVE	△NII		
1 上方バラレルシフト	17,836	19,425	-	-
2 下方バラレルシフト	-	-	892	839
3 スティーブ化				
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値				
	ホ	ヘ		
8 自己資本の額	58,629	56,793		

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。表中のイ、ロ、・の記号は告示の様式上に定められているものです。

3.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。

4.「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をマイナスで表示）。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っており、また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にBPV（ベース・ポイント・イン・バリュー）およびVaR（バリュー・アット・リスク）計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ベースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会で協議し、常務会に報告しております。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしてあります。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.33年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金について、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っています。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

PSJモデルを採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法およびその前提

IRRBBについては保守的に通貨ごとに算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の△EVEは17,836百万円（前期末比△1,589百万円）となり、減少しました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、自己資本対比で30.42%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味（特に定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

VaRは、保有期間6



索引

労働金庫法第94条第1項において準用する

銀行法第21条の規定に基づく開示項目

労働金庫法施行規則第114条による開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項

(1) 事業の組織 46

(2) 理事および監事の氏名および役職名 45

(3) 会計監査人の氏名または名称 45

(4) 事務所の名称および所在地 55~56

(5) 当該労働金庫代理業者の商号、名称または氏名 55~56

(6) 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う

営業所または事務所の名称 55~56

2. 金庫の主要な事業の内容 47~52

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況 07~10

(2) 主要な事業の状況を示す指標

・経常収益 10

・経常利益 10

・当期純利益 10

・出資総額および出資総口数 10

・純資産額 10

・総資産額 10

・預金積金残高 10

・貸出金残高 10

・有価証券残高 10

・単体自己資本比率 10

・出資に対する配当金 10

・職員数 10

(3) 事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益

およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 69

・資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 69

・資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

および資金利鞘 69

・受取利息および支払利息の増減 69

・総資産経常利益率 69

・総資産当期純利益率 69

② 預金に関する指標

・預金の種類別内訳(平均残高) 70

・定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 70

③ 貸出金等に関する指標

・貸出金の科目別内訳(平均残高) 71

・貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 71

・貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高) 71

・貸出金の使途別内訳(期末残高・同構成比) 71

・貸出金の業種別内訳(期末残高・同構成比) 71

・預貸率(期末値・期中平均値) 71

④ 有価証券に関する指標

・商品有価証券の種類別内訳(平均残高) 72

・有価証券の種類別内訳(残存期間別の期末残高) 72

・有価証券の種類別内訳(平均残高) 72

・預証率(期末値・期中平均値) 72

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の態勢 26~28

(2) 法令遵守の態勢 23~25

(3) 苦情等への対応 34

(4) 地域社会の活性化に関する取組み 40

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表 61~64

(2) 損益計算書 65

(3) 剰余金処分計算書 65

(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額

① 破綻先債権 66

② 延滞債権 66

③ 3カ月以上延滞債権 66

④ 貸出条件緩和債権 66

⑤ 合計額 66

(5) 自己資本の充実の状況 74~82

(6) 有価証券 72~73

(7) 金銭の信託 73

(8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引

(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等) 73

(9) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 78

(10) 貸出金償却の額 79

(11) 金庫が労金法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損

益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書につ

いて会計監査人の監査を受けている場合のその旨 65

労働金庫法施行規則第115条による

開示項目(連結情報)

1. 金庫およびその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 84

(2) 金庫の子会社等に関する事項

・名称 84

・主たる事務所の所在地 84

・資本金または出資金 84

・事業の内容 84

・設立年月日 84

・金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の

議決権に占める割合 84

・金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等

の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合 84

2. 金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況 84

(2) 主要な事業の状況を示す指標

・経常収益 84

・経常利益 84

・当期純利益 84

・純資産額 84

・総資産額 84

・連結自己資本比率 84

3. 金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表 85~88

(2) 連結損益計算書 88

(3) 連結剰余金計算書 89

(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額

① 破綻先債権 89

② 延滞債権 89

③ 3カ月以上延滞債権 89

④ 貸出条件緩和債権 89

⑤ 合計額 89

(5) 自己資本の充実の状況 89~96

金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

1. 破産更正債権およびこれらに準ずる債権 66

2. 危険債権 66

3. 要管理債権 66

4. 正常債権 66

5. 合計 66

労働金庫の自主開示基準

1. 概況等

(1) 事業方針 11~12

(2) 役員の出身組織等 45

(3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況 45

(4) 職員の状況 46

(5) 自動機設置状況 57~58

(6) 大口出資会員 70

(7) 会員数内訳 70

(8) 出資配当等 70

2. 経理・事業内容

(1) 純資産の内訳 69

(2) 業務純益 10

(3) 利益率 69

(4) 常勤役職員1人当たり預金残高 69

(5) 1店舗当たり預金残高 69

(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高 69

(7) 1店舗当たり貸出金残高 69

3. 資金調達

(1) 預金科目別残高 70

(2) 預金者別内訳 70

(3) 財形貯蓄残高 70

4. その他の業務

(1) 公共債券窓口販売実績 74

(2) 投資信託窓口販売実績 74

(3) 内国為替取扱実績 74

(4) 手数料 53~54

5. その他

(1) 沿革・歩み 59

(2) 商品・サービスの案内と利用に当たっての注意事項 47~52

(3) 社会的責任と貢献活動 39~42

(4) トピックス 05~06

(5) 当金庫の考え方 03~04

(6) 全国労金の概要 04

金額、比率の表示方法

1. 金額単位

(1) 各表に表示した金額単位